

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年9月14日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員

24番	宗片	浩子	議員
25番	野々村	勝	議員
26番	中野	秀敏	議員
28番	村端	利克	議員
29番	川村	正彦	議員
30番	福光	哲夫	議員
31番	斉藤	晃	議員
32番	武田	利昭	議員
34番	三宅	幹夫	議員
35番	小野寺	一知	議員
36番	大久保	光義	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝敏
書記	久保	子美
書記	佐藤	葉子
書記	開発	恵美

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
助役	今	尚文	君
助役	小室	勝治	君
総務部長	石王	和行	君
生活福祉部長	山内	豊	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	松尾	薫	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	関下	富士夫	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	今	裕	君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長	中尾裕二	君
市立大局学	森山良悦	君
事務局長		
監査委員		

---

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

23番 東 千 春 議員

28番 村 端 利 克 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

商工業の振興について外1件を、駒津喜一議員。

○5番（駒津喜一議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、さきの通告どおりに質問をさせていただきます。

先月8月に出されました市内商工業者を対象に調査しました市内金融機関の景況調査では、一部の業種では改善は見られるということで、全業種では景況は依然低調であると報告されております。市内の経済状況は、燃料の高騰などマイナス要因により依然厳しい状況にあります。今後の市内商工業の景況により、市内商工業に携わる労働者の生活にもかなりの影響があると予想されます。合併により商工業の構成も拡大され、商工業に対する新たな施策も必要になるわけですが、ここで新しいまちづくりを踏まえた商工業者に対する振興策についてお聞きしたいと思います。

最初に、改正まちづくり3法についてですが、平成12年度に大店法を大きく見直した中心市街地活性化法、大店立地法、改正都市計画法、いわゆるまちづくり3法が施行されたわけですが、この3法による全国のまちづくりに関する進展状況は、郊外量販店の乱立及び計画の実施に格差を生じるなどの点から大きく見直しがされ、今回の改正になったわけです。市街調整区域では大規模開

発許可の基準を見直し、これまで許可が不要だった病院、学校などの公共公益施設に対しても開発の対象となりました。また、農地転用などの準都市計画区域についても指定の権限を市町村から都道府県に移行し、近隣市町村の意見が反映されるようになりました。さらに、地域の主体性を生かすことを目的に、国から地方自治体へ権限が移譲され、自分たちの意思でまちづくりを進めていく可能性が広がったわけです。一方、消費者にとってはともに必要な商店街と大型店との共存共栄が図られるとともに、高齢者にとっても若者にとっても魅力あるまちづくりを地域みずからの手で実現するためにも関係者が一体となって地域ぐるみでまちづくりに取り組むことが何よりも求められると思います。それには改正都市計画法、建築基準法の完全施行までの間、郊外における大規模集客施設の開発を抑制し、これからは道が近隣市町村の意見を反映した許可になりますので、郊外量販店を含む出店行為に対する名寄市の考え方、姿勢を明確にすることが必要だと思います。新市総合計画を策定し、今後新しいまちづくりを進める過程で、改正まちづくり関連3法の内容をどのように受けとめて活用していくのかお聞きしたいと思います。

次に、小項目の2番目の小規模商業施設の誘致について質問させていただきます。住宅地区、特に東地区、またはさらに北地区においては、従来からのいわゆる住民に身近な商店がなくなり、高齢者や子供たちにとって不便で生活しづらい環境になってきている状況については、今までに各議員の方々が質問、要望されていましたが、行政側からの具体的な誘致策がないまま現状に至っていると思います。さらに、加えて今年度4月の医療保険報酬制度の改正により、北地区の個人病院でも院内調剤処方ができなくなり、病院を利用している近くの住民は身近な薬局店が一店もないために、処方できる場所に向くため交通費も負担になります。中心市街地に人が集まる要因としては

プラス要因と受けとめられますが、反面病人や弱者にとっては生活しづらい環境になりつつあるのが現状です。これらの対策として、店舗新設に際して市内商工業者への支援策が必要だと思えます。名寄市の商工業者に対する補助金制度として、過去に平成8年度から平成14年度まで店舗、事務所を新築、または増築する場合、2,000万円まで3分の1支援する補助金制度がありました。この制度は市内全域に該当するもので、当時は有効に活用され、住宅地区にもこの補助金制度を活用して小売店舗、事務所が建設されてきました。平成15年からは、この補助金が形を変えて、中心市街地から40ヘクタールの地区だけに限られて実施されております。補助金制度は、時代の状況に応じて対応しなければいけないと思えます。今住宅地区に小規模商業施設がない現状に対応するためにも、さらに郊外、中心街問わず、新規起業家に対する支援や新分野進出に対する支援策としてもこの補助金制度を復活すれば、新たな風連地区を含む名寄市全体の職業バランスを考慮した施策はできると思えますが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、3点目のソフトランディングについて質問させていただきます。建設業にかかわる環境は、市内経済にも大きな影響力がありまして、また季節労働者を含む従業員の雇用にも大きく関係することから、名寄市の主要産業の一つとして対応する必要があると考えます。道が進めてきた建設業の経営体質強化、新分野進出等、これらを含めたソフトランディングは、平成16年度から本年度平成18年度の期間において集中して取り組んでいる施策です。この施策について市内での取り組み状況をお教えいただきたいと思えます。

平成18年6月に公表された道内194市町村を対象にした道の建設業等ソフトランディング対策についての意識調査がされたわけですが、このアンケートの結果によれば7割が内容を理解している、さらに8割が今後道の支援を必要とし

ていると回答しております。当名寄市ではこのアンケートにどのように回答されたか公表できる部分でお知らせいただき、これからの支援についてもお考えがあればお聞きしたいと思います。

次に、大項目の2番目として、福祉行政の一つである福祉電話にかかわることについて質問をさせていただきます。一般的に福祉電話は、独居老人、または低所得者に対して行政が無料で貸与する電話の制度として理解されておりますが、関連する通信の部分で、昨日の木戸口議員の質問と重複はいたしますが、弱者が生命の危険を察知したときに連絡する災害弱者緊急通報システムについても福祉電話通信の部分であわせてお聞きしたいと思います。この二つの電話通信システムは、全国の自治体において名称はそれぞれ違った形で存在しますが、同じ内容で実施されている福祉制度の一つであり、高齢者や障害者などの弱者への福祉事業としてこれからも内容の充実化を図るべき制度と考えますが、今回の合併によりどのような設置状況になっているのかお知らせいただきたいと思えます。

またさらに、さいたま市を初めとする主な自治体におきましては、希望者に定期的に連絡をとり、利用者の安否を確認している自治体もありますが、当名寄市においては一度設置したところに対して長期、短期にかかわらず定期的に連絡はとっているのかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま駒津議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては福祉事務所長からの答弁になりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、商工業の振興についての1点目、改正

まちづくり3法についてのお尋ねでございますが、御案内のように中心市街地の空洞化に歯どめをかけようとまちづくり3法、大規模小売店舗立地法、都市計画法、中心市街地活性化法、つまりこれがまちづくり3法でございますが、その改正が整い、市街地再生の新たな枠組みがスタートしています。商業統計調査によりますと、名寄市内の年間商品販売額の動向をちょっと申し上げてみたいと思うのですが、旧名寄市では32億600万円、率に置きかえまして5%の増、旧風連では8億1,200万円の減、率に置きかえまして14.5%マイナスでございます。トータルでは23億9,400万円、率に置きかえまして3.5%の増という数字となっております。大規模小売店舗に占める割合は公表されておりませんが、現状大型店の状況から判断させていただいても、一般小売店においては相当大的なダメージを受けているものと推察するところでございます。このようなことから、中心市街地をしっかりと堅持していくことの必要性を感じているところでございます。まちづくり3法の完全実施となっても市内小売店舗が安心できる状態では決してありません。より一層商店街、消費者を巻き込んだ形で真剣に議論、協議し、オール名寄でまちづくりを考えていくことが求められております。市といたしましても商工会議所、商工会、商店街連合会と連携をとりながら、大型店の動きなど情報をキャッチし、対応について協議してまいります。

また、広域的な対応についてであります。これまで一つのテーブルでの協議はしておりませんが、今後は上川北部における会議設定などにより情報交換を行い、対応策等について協議してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の住宅地域に小規模商業施設の誘致というお尋ねでございますが、東地区の商業施設につきましては兆しはあったものの、予定されていた方の事情で話が中断しております。残念ながら実施には至っておりません。関係団体に働きかけ

を行いながら、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。また、北地区においては、北斗団地の開設以来長年商いを続けてきておりました北斗ストアは、モータリゼーションと変化する消費動向の中にあっても閉鎖に追い込まれたところでした。今後の動向につきましては、建築課サイドにおいても協議を行ってきておりますが、なかなか難しい状況にあります。北斗団地の建てかえにつきましても計画されておりましたが、その際においても団地内店舗用地を確保しておりますので、その対応につきましても庁内協議を行ってまいります。

店舗、事務所に対する補助金につきましては、議員御質問のとおり平成14年度までは全市的に対応してきておりましたけれども、15年からは町中活性化をねらい、中心市街地に活力を誘導していきたいとの思いから実施してきているものでございます。その時期に対応した支援が求められており、前条例改正において中心市街地活性化基本計画の重点地区における支援として中心市街地活性化、まちなか居住、コンパクトなまちづくりの視点からも対応してきたところで、全体的に補助を拡大することは非常に難しく、めり張りをつけた施策を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

3点目でございますけれども、建設業のソフトランディングについてであります。建設業を取り巻く厳しい環境の中で企業戦略として経営の多角化、新分野進出は重要なものと考えております。市内における建設業界の動向として先月発表された名寄信用金庫の景気動向調査の建設業によると、市内の建築確認申請は前年同期、1月から6月でございますけれども、若干上回ったもののマンション建設は一段落の様相を呈しております。今期の業況ID値は前年同期と比較して横ばいで大きな変化はありませんが、売り上げ、収益ともにその数値は悪化しており、利幅確保は引き続き厳しい状況にあります。御案内のように

北海道では多角化や新分野進出を考えている企業をサポートするためにアドバイザーを派遣し、問題点や取り組むべき内容の情報提供やアドバイスなどを行ってきております。特に建設業のソフトランディング対策は、今後より一層地域における取り組みが重要になってきていると認識しております。市内におきましては、有限責任事業組合、LLPですが、これが設立され、平成18年度において名寄市の指名業者に指定され、事業展開がなされております。また、道内建設業においては、公共事業の削減傾向の中、新分野に進出し、多角化を図っている企業は2割にとどまっている調査報告がなされております。

意識調査につきましては、今年2月に実施され、市町村におけるソフトランディングの認知度、建設業の位置づけ、現状・課題等についての回答をさせていただいているところでございます。回答は、認知度はおおむね理解をしている、位置づけは主要な産業である、それから現状・課題は営業開発等の不足、有望な進出企業は農業関連、環境リサイクル、それから住宅リフォーム関連と報告を出したところでございます。FMラジオ、培養土製造、サービス業、それからリサイクル業などの支援を行ってきているところでございますけれども、新分野進出への課題につきましては資金調達、人材育成・確保、市場開拓と言われておりますので、今後も商工会議所、商工会、建設業協会、金融機関との連携をとりまして、支援策の周知を含め情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目二つ目、福祉事業について、合併による福祉電話についてお答えを申し上げます。

福祉的な電話連絡体制といたしましては、一つには電話加入権を持たない独居老人等の世帯に対して緊急時や生活相談等に対応するために福祉事

務所が貸与します福祉電話設置事業と上川北部消防事務組合が管内で心疾患等のひとり暮らしの高齢者等が急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な救急体制をとることが可能となる災害弱者緊急通報システム事業がございまして。

まず、福祉電話の設置状況でございますが、現在名寄市内で5器、風連町で1器、合計6件の利用状況となっておりますが、ここ2年ほど新たな設置希望はございません。次に、緊急通報システムの設置状況でございますが、平成17年度末では名寄地区では200器を保有し、155世帯に設置をしております。風連地区では90器を保有し、75世帯に設置され、安心、安全の確保の一翼を担っているのではないかと考えております。

設置されている方と見守りを含めた定期的な連絡についてという御質問でございますけれども、この設置目的が緊急時という非日常的なものであるため、この機器を利用しての定期的な連絡は行っておりません。しかし、特に独居の高齢者世帯などで安否確認の必要のある方につきましては、保健師や民生委員による訪問活動、必要によってはホームヘルパーの派遣やデイサービスでの送迎、また配食サービスなどで健康状態を確認しながら行い、安心な環境づくりに努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） それでは、再質問させていただきたいと思っておりますけれども、順番が逆になりますけれども、最初に大項目の2番目の福祉電話通信について再度質問をさせていただきたいと思っております。

福祉電話無料貸与の方は7件ということで、非常に数が少なくなっているというのは、これは市民がそれぞれの形で通話する手段を持っているということで、弱者にとってもそんなには困ってはいないという状況の数だとは思いますが、この制度がなくなれば困る方も出てくるわけで、少数と

はいえこの制度も続けていっていただきたいと思っております。

もう一方の緊急通信システムですけれども、こちらの方は200個あるうち155世帯が使われているということで、消防事務組合の部分にも関係することですけれども、大変いっぱいいっぱいの状態ではないかと推測できます。したがって、順番を待っている人も多々あるのではないかとこの間一市民の方からお話をお聞きしまして、市に相談してから半年かかって設置されないと、調査に来られないということで、関係者の方が民生委員の方に相談したところ、即設置されたというお話をお聞きしました。この事実関係は私自身双方に確認したわけではないので、これは本当なのかどうか問いただしはできないのですけれども、ただ申請からこういった状況調査に至ってどのような対応をされているかお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどの説明の中で福祉電話の設置状況でございますけれども、名寄地区で5件で、風連地区の1件、計6件ということで、済みませんけれども、御理解をいただきたいと思っております。

御質問のございました緊急通報システムの具体的な申請の流れでございますけれども、本人、または代理の方が高齢福祉の窓口の方に御連絡をいただきましたら、保健師が民生委員の方々と一緒に御本人の状況を調査させていただいております。その結果重度の心疾患等によりまして設置が必要と判断された場合については、消防と調整をいたしまして、機器を取りつけ、供用開始となると、このような手続になります。

今の御質問の件につきましては、具体的な状況が把握できておりませんが、お互いの設置に伴います聞き違い、行き違いといったような誤解があったのかもしれない。設置を希望される

方に誤解を与えることのないよう、窓口対応には十分注意を払い、適切に対応してまいりたいと思っております。さらに、申請から供用開始までの手続につきましては、迅速化に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） わかりました。市民にとっては、福祉行政に対しては非常に敏感になっている部分もありますので、今答弁いただいたとおり、今後とも誤解のされないような対応で、民生委員との連絡を密にさせていただいて、スムーズに運営できるようお願いをしておきます。

また、定期的な連絡がとれないために長期入院などによる長期の不在の設置状況が把握できていない現状にあると思っております。そういった部分も今後とも定期的に、長期、短期でも構いませんけれども、連絡がとれるような体制づくりというのを要望していききたいと思います。

また、今民間の団体がBフレッツの普及のために活動しておりますけれども、通信情報環境が整えばまた新たな機能を持った、システムを持った機材、機器というのが出てくるので、この手元にありますNTTの機種もBフレッツに対応した機能を備えた少人数でも定期的な連絡がとれるようなシステムづくりというのがされているみたいなので、そういったBフレッツなどにより、光ファイバーによる通信環境が整えばいろいろな福祉サービスも可能になってきますので、こういった情報も福祉課の方でもいろいろと入手していただいて、これからの福祉行政に役立てていただきたいと思っております。これは答弁は要りません。

続いて、商工業の振興についてですけれども、御答弁いただいたとおり、今市内小規模事業者は本当に厳しい経済環境下にあるわけでございます。改正まちづくり3法については、今後の中心街活性化と市街地再開発事業を含めたそういった二つの行政のまちづくりに大いに期待しているところ

もありますので、さらに大型店、集客施設の建設についても事前に御答弁ありましたように近隣町村と情報を密にさせていただいて、それぞれの意見が反映されるような形で対応していただきたいとお願いしたいと思います。

また、この中心市街地活性化と市街地再開発事業につきましては、後ほど同僚議員の黒井議員より鋭い質問があると思いますので、私の方からはこの程度で、お願いをする形で終わらせていただきたいと思います。

次の2番目の小規模商業施設に対する支援でございますけれども、合併前の風連町ではこうした補助制度というのは全くなかった環境だったのですけれども、合併に関して旧風連町民のみならず、旧風連町の事業主も合併してメリットがあるのかどうかというのを非常に気にしているところでございまして、ただいまの答弁ではちょっと無理だという御答弁をいただいたのですけれども、この補助金制度を復活させていただければ、中心街に限らず風連地区郊外の事業主のビジネスチャンスも広がるわけですので、この風連地区の商業の活性化を含めた部分でもう一度この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの答弁お聞きしましたら、中心市街地の活性化を主体にしたいという部分では、私はそれはこの補助制度は必要だということで、このまま推移して、もっと活用していただきたいというのは賛成なのですけれども、ただこの制度を撤廃して、前の補助金制度を復活させるということを言っているのではなくて、今までである中心街を中心にした補助制度を残して、それに新たに加えて前の補助金制度を復活してはどうかという問い合わせでしたので、その辺御理解いただいて、御答弁いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） お話をいただきました。ありがとうございます。旧風連町では、持ち家住宅に対する制度というのはかつてはあつ

たのですけれども、これは個人向けの住宅でございまして、特に商店街の部分にかかわる部分につきましてはこういった手厚い支援策というのは正直ありませんでした。大変名寄は厚い支援をされていたのだなということで再認識させていただいたところでございますが、御案内のとおり今度合併をさせていただきましたから、旧名寄、旧風連のそれぞれの商業者の往来が、行き来が活発にされているというふうにもお聞きしておりますし、見受けられるところでもあります。そんな意味では、この制度の部分につきましてはどういうことで存続できるのかも含めて、私どもの方の審議会がございまして、中小企業振興審議会の中で御意見等を賜りまして、どういうふうなことの支援が望ましいのか等々についてお話をいただきたいというふうに考えておりますので、その場面で検討させていただきたいと思っております。

それから、旧の部分そのまま復活させて、旧を新にしたと、したがって新の部分をなくして旧に戻せということではないということで、それは理解をしておりますので、今お話しさせていただいたのは町中の分は町中の分、それから新たにというふうに理解をさせていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） 中心街とは別に理解していただいたということであれば、ついでにこの制度を復活していただくことに理解をしていただきたいと思ったのですけれども、その辺は難しいということなのですけれども、その難しい理由というのは財政面でおっしゃっているのかちょっとわからないのですけれども、もし財政面でおっしゃっているのであれば、平成14年度のこの制度の実績と、そして今現状使われている変わりました新しい制度の補助制度の実績とをこの場ですぐわかるのでしたら、わかりますか。では、お教えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。



○**経済部長（手間本 剛君）** 今お尋ねいただきました。旧といいましょうか、14年度まで制度として存続されておりました企業立地促進条例によりますところの制度でございますが、ちょっと申し上げたいと思っておりますが、平成9年度から平成15年度までの分でございますが、全部で16件、額に置きかえまして1億986万4,000円、約1億1,000万円というふうに御理解をいただきたいと思っておりますが、それが14年度までの分でございます。新たな部分につきましては、中小企業振興条例によるものでございまして、これにつきましては15年度からスタートさせていただいておりますけれども、現在では2件、額に置きかえますと1,066万円というふうなことで推移させていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○**議長（田中之繁議員）** 駒津議員。

○**5番（駒津喜一議員）** ただいまお聞きしまして、前の補助金では7年間で1億何千万円ということで、1年に平均すれば1,000万円程度の支援金だと思います。それに比べて新しい中心市街地の立地する促進条例では2件ということで、非常に件数も少なく、金額もそれなりの金額だと思うわけです。この程度の前の補助金を復活させて、年間1,000万円の支援金というのは、財政的に非常に厳しい金額なのかなという感じがいたします。ましてや今、再三申し上げますけれども、旧風連町が合併になって新しい風連地区として商業者のこれからの活性化と、そして事業展開をやりやすくするためにもぜひこの程度の予算の範囲であれば復活させてもいいのではないかとこのところはあるのですけれども、その辺どうでしょうか。

○**議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 繰り返しの答弁になると思いますが、今御指摘いただきました部分につきましては、先ほどの御答弁に戻りますけれども、そういった審議会の中でお話の出たものを御報告させていただいて、その中で御議論

いただいて、方向づけをしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○**議長（田中之繁議員）** 駒津議員。

○**5番（駒津喜一議員）** 何回質問しても同じような答えが返ってくるような気がしますので、この件につきましてはぜひ前向きに検討していただくようなところまで持って行っていただけるように、今後とも御検討をいただくことでお願いをしていきたいと思っております。何回も言うように今商工業者は大変なのです。ましてやまちの顔と言われる商店街がともに地域としてまちの顔として存続するためにもぜひ活力が出る補助制度を有効に対応していただきたいというふうに考えておりますので、その辺強く求めて、この件については終わりたいと思っております。

次に、建設業のソフトランディングの事業でございまして、私の認識ではリサイクルとFMの関係の2件だと思っておりますけれども、いろいろと市内の業者では動きありまして、また希望としても農業の参画をしたいとか、そういった部分もあるようで、これからもこの部分は、今年度で終わるといふ施策ではありませんけれども、強化しているということなので、特に研修会、あるいはそういった説明会、そういったものも各関係団体と協力して、数多く開催をしていただいて、一般事業者の方に周知をしていただいて、その上でいろいろな支援をしていただくよう求めておきたいと思っております。

後ろで声が聞こえますので、私の質問は以上で終わらせていただきますが、最後に言ったこの補助金の復活を最後に再度お願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○**議長（田中之繁議員）** 今助役。

○**助役（今 尚文君）** 過去の経緯から含めまして少し承知しているものですから、私の方で答弁をさせていただきますけれども、お話ありましたとおり中小企業振興条例と中小企業の企業立地条

例を使いまして企業の支援をしてみました。当時はやはり中心市街地への何とか誘導策をといたことでの背景で、中心市街地の区切った面積の中での状況でやってきました。ただ、合併後は少し状況が違いまして、中心市街地に指定した面積だけでこの補助制度がいいか悪いかという判断、特に風連地区の場合には各集落にお店屋さんが頑張っていると、こういう状況もありますので、その中心市街地へ誘導した制度と、それから現状と見比べてみて、どういう対策が必要なのかということが必要になってくるというふうに思いまして、ただ財政上の理由だけでよしあしという判断ではなくて、当時の状況と今の状況どう違うかと、そのことを中小企業振興審議会の中に意見反映をさせていただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

道の駅について外1件を、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長の御指名により、通告順に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、道の駅について質問させていただきます。昨日東議員の質問により、道の駅建設につきまして詳しく御答弁をされておりましたが、私も質問をさせていただきます。全国的にその土地柄と特色を生かした新しい道の駅が次々と建設されております。北海道においてもこの北国ならではの新しい道の駅が誕生しております。名寄市にも南の出入り口として道の駅の建設に向けて協議が進められており、建設水道部と経済部による庁内検討組織において道内視察研修が行われ、情報を生かし、さらに検討を加えるとの9月1日定例会初日において市長が行政報告で述べられておられました。北海道の背骨と言われている国道40号線を有する名寄市として大きく期待される所です。名寄市の南出入り口の国道40号線は、東へ国道239号下川方面、

西へ国道270号朱鞠内、羽幌方面、それから北上する稚内方面へと向かう交通の重要なかねめとなっております。そこで、名寄市の道の駅について質問してまいります。

道の駅に壁画の案内看板の設置を。名寄は、豊かな大地ときれいな空気とおいしい水は大きな財産となっております。また、モチ米耕作面積日本一として誇れるまちになりました。平成15年度に風連地区に壁画が松岡義和前名寄短期大学学長の指導のもとでピカイチふるさとを創る会が中心となり、農業用水榭にピカソの「ゲルニカ」、今道立近代美術館で催されておりますが、クレーの「英雄的な弓の運び」、ミロの「女、鳥、星」、モンドリアンの「トラファルガー」の名画4作が描かれました。また、平成16年度から農業施設に農村景観を生かしてミレーの「落穂拾い」、平成17年度はミレーの「晩鐘」、そして18年度はミレーの「羊飼いの少女」が描かれて、訪れて見る人たちの目に安らぎを与えております。名寄地区には名寄神社坂の南9丁目目に旧名寄市の歴史を描いた壁画と国道40号線の高規格道路の下壁にこれも松岡義和先生の御指導でモネの「睡蓮」とひまわり畑の様子が描かれております。この地にも市民個人が描いている絵がところどころで見受けられて、行く人たちの目を楽しませております。このように市内にはすぐれた壁画が数多くありますことから、壁画のまち、芸術、文化のまちとして新設される道の駅に壁画マップを設置してはと考えるが、考え方をお伺いいたします。

次に、交通安全を促す看板の設置を。現代社会においては、自動車なしでは生活ができないと思われるくらいに生活の一部となっており、また私たちの北海道の日常生活は広い面積の交通手段として自動車の利用が欠かせないこととなっております。北海道の交通事故死は、昨年平成17年は全国ワーストワンを返上いたしました。このことは関係機関と道民が一丸となって取り組んだ結果と考えます。しかしながら、名寄警察署管内に

において残念なことに交通事故死は平成17年に7名、18年、今年に入り4名が交通事故によりとうい命が失われて、大変残念なことです。行政もあらゆる機関と連携を図り、交通安全、事故防止の啓蒙啓発活動をして、歯どめのかからない交通事故の減少の取り組みをされております。また、風連地区、名寄地区には事故防止の啓発の看板が設置されておりますが、自動車で行く中ではつい見逃すことが多いのではないのでしょうか。そこで、先ほど壁画の案内看板の設置について質問いたしました。名寄市は交通の利便性、要衝でもありますことから、道の駅に交通安全を促す看板を設置をして、ハンドルを握る人たちにはもちろん立ち寄り人たちに交通安全運転の啓蒙啓発を行い、事故防止に努めてはいかがでしょうか。考え方を伺います。

次に、大項目、男女共同参画社会について伺います。私が議員になりましたから男女共同参画社会にかかわる質問を今までに幾度かさせていただきました。今年3月に旧風連町と旧名寄市が合併し、名寄市としてスタートいたしました。そこで、改めて名寄市における男女共同参画社会について伺います。

男女共同参画の推進について。国では1999年、男女共同参画社会基本法が公布、施行となりました。北海道では2001年、北海道男女平等参画推進条例が施行されました。旧風連町でもさまざまな方法で男女共同参画社会について取り組まれてこられたと存じますが、どのように取り組まれてこられたのかお知らせください。旧名寄市においては、女性団体の協力や講演会、フォーラム等の開催を通して推進してまいりました。また、市職員による男女共同参画検討委員会が発足し、下部組織にワーキンググループが構成され、市民800人を対象に男女共同参画に関するアンケートが実施されました。市民の意識や生活実態の基礎資料をもとに、名寄市男女共同参画推進計画の素案を作成されたことは承知しております。この

ことと同時に、市民各団体の推薦や市民公募による委員で構成組織の名寄市男女共同参画推進計画策定市民委員会で素案の検討を多く重ねて、男女が平等に個性と能力を発揮できる社会を目指した推進計画が作成されました。男女共同参画社会の実現のためとして計画の基本目標が示されており、この計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間としております。ただし、毎年進捗状況を再評価し、国、道の動向や社会情勢の変化に応じて見直し、検討しますとしております。そこで、平成17年3月に出されました旧名寄市男女共同参画推進計画を今後どのようにされようとしているのか考え方を伺います。

次に、名寄市における男女共同参画社会の推進、行動計画の取り組みについて伺います。国では、平成12年12月に男女共同参画基本計画第1次が閣議決定し、男女共同参画社会基本法が制定され、平成13年1月から施行されました。平成17年12月27日に男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画第2次が閣議決定されました。そこで、名寄市としてこれからの男女共同参画社会の実現に向けての推進、行動計画について考え方を伺います。

以上で私のこの場での質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま宗片議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、風連の道の駅について、1点目でございますが、風連の道の駅に壁画の案内の看板の設置ということでの御尋ねでございますが、旧風連町では平成15年からピカイチふるさとを創る会が主催し、松岡先生の御指導のもとに小中学生、短期大学生、市民、町民の皆さんの参加によってこれまでにピカソの「ゲルニカ」を初めとして七

つの作品のヨーロッパ絵画を農業用水路柵、農業用施設の壁面を利用して描いてきたところがございます。大きな壁画では高さ8メートル、幅10メートルの巨大な壁画もあります。近くでは見えにくいために遠くから見る鑑賞ポイントマップやそれらをまとめた農村景観マップ、パンフレットを活用し、皆さんにPRしてきているところがございます。また、市内には高規格道路などたくさんの壁画や絵画があることを承知いたしております。御質問の案内看板については、情報の発信機能として北国博物館、健康の森、ひまわり畑などの観光ガイドマップを想定しておりましたが、御質問にありますように壁画など芸術、文化も取り入れた名寄案内マップ看板を検討するとともに、パンフレットなどを用意してPRに努めていきたいと考えております。また、今後情報の発信につきましては、芸術、文化を視野に入れ、関係機関と十分協議し、進めてまいりたいというふうを考えております。

2点目でございますけれども、交通安全を促す看板の設置についてでございますけれども、交通事故は幸せな家庭から一瞬のうちにとうとい命が奪われ、無残で、しかも家庭崩壊へと追い込まれるという事故が毎日のように起きております。中でも起きてはならない飲酒による事故は後を絶たず、若い命や若い命が奪われるなど、悔いても悔やみ切れない残念、無念な事故が連続起きております。交通事故を起こさない、遭わないためには、歩行者、ドライバーの安全運転に対する意識の高揚が極めて重要と考えております。御質問の道の駅では、ドライバーの休憩機能はもとより道北圏域をエリアとして道路マップ上にそれぞれ所在する道の駅の位置、距離等を記入した広域道の駅マップ案内看板を想定いたしております。案内看板で現在地から目的地までの距離、峠、カーブ、事故の発生現場などの情報を確認することにより、心にゆとりを持った安全運転を促すことができると思いますし、またその中に交通安全に関する啓

発用語などを取り入れ、安全運転意識の啓蒙啓発に努めたいと思っております。関係機関と十分協議し、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは大きな項目の2点目であります男女共同参画社会についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の男女共同参画推進計画についてでございます。名寄市男女共同参画推進計画につきましては、平成11年制定の男女共同参画社会基本法の理念を尊重し、国や北海道のプランの趣旨を踏まえまして、市民団体の推薦や公募による委員15名で構成する名寄市男女共同参画推進計画策定市民委員会の精力的な取り組みで平成17年3月に策定されたところでございます。本計画は、5本の基本目標を掲げ、計画期間を平成17年度から平成26年度までの10年間としております。御質問にありました旧風連町におきましては、男女共同社会の実現に関する施策の取り組みは特になかったところがございますけれども、合併後におきましては旧名寄市の計画を基本として策定するとの確認をしているところでございます。

また、平成17年度におきましては、計画の進捗状況評価を行いました。今後は、名寄市における庁内検討委員会において推進計画の内容に時点修正を加え、計画期間の改正等を精査の上、市民委員会に諮ってまいりたいと考えておりますし、またその過程におきましては市民委員会の方でいただいております御提言も尊重するように努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の推進行動計画の取り組みであります。平成17年12月27日に閣議決定されました男女共同参画基本計画は、男女がともに輝く社会を基本的な考えとして策定されております。改定のポイントといたしまして、一つには政策、方針決定過程への女性の参画の拡大、二つ目とい

たしまして女性のチャレンジ支援、三つ目といたしまして男性にとっての男女共同参画社会など、10項目が挙げられております。具体的な内容では、女性指導者の占める割合の達成年次と達成率、防災等の新たな分野への取り組み、多様な勤労形態からの選択と社会保障など、従来にも増して明確に示されております。本市におきましては、名寄市男女参画推進計画策定から日が浅いことと取り組みが始まったばかりでありますので、当分は本計画に沿った推進活動に努めてまいりたいと考えております。

なお、来年度は専任職員を配置をして、推進計画の推進体制を確立し、各種取り組みに努めるとともに、将来は条例制定に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ただいまそれぞれお答えいただきました。幾つか再質問と要望をしてまいります。

まず初めに、道の駅についてですけれども、私たちが住む北海道、田園風景が広がる道北は、季節ごとに表情が変わり、四季折々の花を咲かせております。この名寄は、冬にはスノーダストと言われている純白の雪原を雪煙を舞い上げて走るピヤシリシャンツェのスノーモービルや今や観光の目玉とされているダイヤモンドダストが舞う自然現象のサンピラーなど名寄の観光資源があります。また、雪のない季節には望湖台の数ある花の観賞、健康の森、ピヤシリ温泉、広大なひまわり畑、そして各所に描かれている壁画の数々が訪れる人たちに喜ばれております。

お答えをいただきました観光ガイドマップやパンフレットのPRを用意されているとのことですが、市内の幾つもある壁画を回って鑑賞して芸術、文化のまちを楽しんで、通過型から滞在型の旅行をしていただくためには、道の駅施設等壁などの利用で壁画の案内を直接目に触れるPRとしては

いかがでしょうか。パンフレットだけでは、私もよく道の駅に行ったりするのですが、パンフレットを持っては歩くのですけれども、なかなかそこに行くまでには時間がかかるということも私も体験しております。直接目に訴えるというのでしょうか、目で触れて、そしてパンフレットを持ちながら目的地まで行くという、目に訴えることが一番大切ではないかと考えますが、考え方をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお答えをさせていただいた中のパンフレットということにつきましては御理解いただきたいと思っています。さらにお尋ねでございますが、道の駅の建物の多分センターハウスになるのだらうと思っておりますけれども、その道の駅のセンターハウスの壁面を利用して絵をかけないかというようなお尋ねでございますけれども、これにつきましては今までの分につきましては倉庫を中心として、比較的絵のかきやすい壁面が用意されておりましたから、それにマッチした形で作成してきたのですけれども、道の駅につきましてはどういった建物のつくりになるかということでございますが、窓などのオープンスペース等がありましたらちょっとふつり合いになるのかなというような懸念もしておりますから、そこら辺につきましては十分検討しながら、関係者と協議をさせていただきながら、取り進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。

交通安全を促す看板なのですが、広域道の駅マップの案内看板の設置とお答えいただきました。案内板で、現地から目的地までのさまざまな情報提供により、安全の啓蒙啓発により事故防止の抑止力になることを切望いたします。

道北圏エリアの広域道の駅マップ案内の看板、

情報ですね、点在する道の駅の現在の状況、例えばポイント、ポイントに天気情報、またそこそこのイベント情報など光ケーブルを利用したの情報発信をしてはいかがかと考えますが、考え方をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今道の駅は、御案内のとおりトイレと、それから駐車場が確保されておれば道の駅としての要件は整うのですが、それに付随するあらゆる施設を、複合施設をつけて、その地域の独自性、それから情報の発信の源というふうに私ども押さえておりますから、そういった意味ではお話ありましたように身近な情報、天気だとかイベントだとかというような、そういった広域を含めた情報発信につきましては、今後も利用者の立場に立った部分の中で検討していきたいと思っております。

それから、今私どもの方で入手している中では、コカコーラさんと道開発局との中で自動販売機の一部に電光掲示板つきのそういう情報発信を既に試験的にやるというような情報をキャッチしておりますから、そういったものも今後情報提供の部分としては使えるのかなというふうなことで押さえておりますから、これにつきましてはまた道開発局とも十分御相談をさせていただきますが、数多くにはならないかもしれませんが、そういったことも一つの考え方の中に取り入れて、情報発信基地の機能を高めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 私は、本当に道の駅大好き人間でして、車で移動するときにはそこそこの道の駅になるべく寄るようにして、その道の駅の個性なり、内容を見て回っております。今お話ありましたように情報発信ですけれども、パネルで道の駅の情報を提供しているところもありますし、またボタン押しで、目的のところを押せば

そこから情報発信、そして見るということもあるのですけれども、なかなか画面で流れてくるのを待つ時間ですとか、それからボタン押し操作のできる人はいいのですけれども、お年寄りですとか操作がわからないでまごついている方よく見受けられますので、一目でぱっと目に入るような、そういうサービスをしていただけないかなというふうに考えております。本当に物品販売などどこでも同じようなことをしてございまして、ただトイレタイムだけに利用されることであれば大変残念なことです。道内では既に九十数カ所に及ぶ道の駅がもうできていると聞いております。この地域に足をとどめてもらうためには、名寄をPRするためにほかに類のない個性のある道の駅でなければならぬと考えておりますが、考え方あればお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今宗片議員からお話ありましたように、全く同感でございまして、この地域にふさわしいといいましょうか、マッチしたいいわゆる道の駅づくりを目指したいというふうなことできのう東議員の御質問にもお答えさせていただいております。今後一定程度成果品等が出てまいりますから、それを基礎にしながら、多くの方々に御参加をいただいて、御熱心な検討会議、あるいは庁舎内の検討委員会等の中で詰めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。

次に、男女共同参画社会についてお伺いいたします。私が議員となりました平成11年6月の第2回定例会において初めてこの男女共同参画について質問をさせていただきました。その後平成12年定例会、平成14年定例会、平成15年定例会で質問させていただきました。また、熊谷議員も平成14年定例会で男女共同参画について質問

されております。

そこで、男女共同参画推進計画についてお伺いいたします。旧風連町の施策の取り組みにつきましては、特段なかったということでした。旧名寄市では北海道男女平等参画推進条例を受けて、平成16年度から男女共同参画を進めるための行動計画を策定する作業に入りました。隣の士別市では既に平成13年にはアンケートをとり終え、男女共同参画行動計画の策定に取り組み、平成15年度から本格的な取り組みをしております。平成11年度の私の質問は、推進計画に当たり大変重要な課題と取り組みと計画が予想されましたので、専任の組織と専任職員の配置が必要と質問で考え方をお聞きしました。答弁は、大変広域な行政分野にわたっているので、庁内の各セクション十分な連携をとり合って、女性に関する施策の推進に積極的に取り組みたいとお答えでした。翌年の定例会でその後の経過と取り組みについて質問いたしましたが、全庁的な深めた論議にはまだ至っていないのが実態であるというお答えでした。熊谷議員の質問でも各般の領域にまたがる施策を整合性を持って総合的に推進するために計画が必要というふうに認識しているとの答弁でした。私は、今までに角度を変えて質問をしてきましたけれども、取り組み方が遅く思われ、男女共同参画社会は女性の問題ではなく、男性を含めた世代を超えた全体の取り組みであるという認識が薄いのではないかと考えられます。計画の推進進捗状況については、庁内検討委員会で推進計画内容に時点修正を加え、計画期間の改正等を審査の上、市民委員会に諮るとのお答えでした。国において社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%程度と数値目標を挙げており、地方公共団体の方における取り組みの支援、協力要請がされております。名寄市において現在医師、教員を除く市役所と保健推進を除く審議会等の女性の登用状況はどのようになっているのかお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

ただいま士別市との比較の御質問がございましたけれども、確かに士別市は平成13年から専任職員を配置をして、組織をしっかりとらして計画づくりをしているということは承知をしております。名寄市は、平成16年3月に市民委員会を設置をいたしまして、具体的に計画策定に入ったわけでありまして、その市民委員の皆さんの熱心な御努力によりまして、また関係する団体の皆さんの熱意、関係者の皆さんの御努力で17年3月に立派な計画が、推進計画、ここに持ってきておりますけれども、できたところでありまして、その間におきましては議員におかれましては5回、6回と議場におきまして御質問いただいて、推進に御尽力いただいたことにも敬意を表したいと、このように思っているところでございます。

御質問にありました女性登用の状況はということでございますけれども、男女共同参画推進計画の中にもありまして、各種委員の任期年齢を制限する、または新規に委員に女性の登用の機会を推進すること、特に女性の比率を50%を目標にすることが計画の中に明記をされているところでございます。また、名寄市の庁内的には各種審議会、委員会の要綱を定める中で、新任の選考の部分ですとか年齢的な任用に当たっての基準、一定の基準を65歳以下の者、または再任に当たっては70歳以下の者に努めるというふうな要綱を定めているところでありまして、また男女の比率についてはさきの訓令では30%ということでやっておりましたけれども、改正の要綱では男女均衡に努めると、このようにより一歩進んだ形で改正をしているということで理解をしております。

そこで、御質問にございました比率の関係でございますけれども、平成18年7月現在ということで御報告をさせていただきますが、市役所の一般行政職527名中、女性の職員数は165名、

率にいたしまして31.3%でございます。また、管理職の関係では91名の管理職中、女性の管理職は7名でございます。7.7%でございます。また、各種審議会、委員会等の7月現在では、24の審議会、委員会の222名の委員数のうち女性の委員は71名、32%ということになってございます。これら全道的な道内、これは34市ということで比較をしておりますけれども、17年4月時点での一般行政職の女性の管理職登用率につきましては苫小牧市が一番高率でございまして、それに次いで名寄市が第2位という、率での2位ということになってございます。審議会、委員会等につきましては、全道第6位という内容になってございます。また、今回新市における新市の総合計画の策定審議会の100名の委員さんの比率でございますが、女性が29%ということございまして、道内的には一定程度、計画の目標にはまだ達しておりませんが、全道の上位に位置をしていると、このように押さえているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。名寄市の登用目標50%になるべく近づきようをお願いしたいと思います。

ただ、残念なことに女性の管理職、91名のうちのたったの7名、7.7%というのは本当に残念なことといいたしましうか、女性の立場といたしましては能力的には何も男性と引けをとらないというふうに考えております。女性の管理職の登用ますますふえますようお願いしたいと思います。苫小牧に次いで第2位ということですが、苫小牧を追い越すような、そういうことをお願いしたいと思います。

私の手元に、御存じであるかもしれません。2004年度、これは短大です、短期大学、前田ゼミ生活科学演習報告書といたしまして取りまとめが私の手元にあります。これは、男女共同参画社会に向けた自治体の取り組み、名寄市と士別市の

事例ということで、ゼミでこれまとめております。その中で、私が1回目の質問から最後の質問、これは平成何年か、その一部は載っておりませんが、初めから全部質問に対して答えから、それからゼミでの精査というのですか、考え方が述べられております。この中でちょっと一部紹介したいと思います。私が意見の中でというか、質問の意見の中でこういうことを取り上げておりました。旧恵陵高校80周年を迎えた。これは、女子教育に対する大変な努力と、そこから生まれたものだと思う。それから40年、名寄短大、以前は名寄女子短期大学ですね、女性のそういう社会進出に向けての教育は、名寄はよその市町村にまねのできない誇りと思う。そのために、器をつくって出してしまったけれども、その後のケアがないのではとても名寄としては恥ずかしいのではないかと。率先して、それこそよその市町村に負けない、これだけ女子教育に対して熱心なまちだから、男女共同参画社会に向けての策定プランづくりはよそのまちより率先してやってほしいと思うというふうに述べております。それから、熊谷議員のことも書いてあります。それから、その都度私が初めに9項目ですとか7項目ですとかとたくさんの項目について全部この中に載っておりますので、大学の方にあると思いますので、一読されたらよろしいかと思います。

たくさんありますので、どのように紹介しているのかわかりませんが、とにかく男女共同参画社会に向けての市職員の取り組みが遅いのではないかとこのふうな手厳しいことが書かれています。職員の認識を問うというようなことも書いております。ここでこういうことをちょっと紹介してみます。士別市では、市役所の中にある企画振興室企画課に女性行政担当窓口を設置したのを始まりとして、庁内の女性職員で構成する男女共同参画社会実現のための庁内推進会議、女性会議を発足させていると。それから、名寄市では事務局を教育委員会生涯教育課に置き、市職員のそ



それぞれの部や配属場所の中から代表者を選び素案をつくるワーキンググループをつくり、それをそれぞれの部課長が組織する検討委員会ですね、市長に提出するというようなことが中心となっていると。ここに行政が決めた枠組みに入っていることから行政中心となったり、市民の意見が反映されにくくなっているのではないかというふうにあります。それから、この問題の改善策といたしましては、議会で聞かれてから2年以上が経過しているにもかかわらず、まだ男女共同参画の部署は市役所内に設置されず、教育委員会生涯学習課に任されたままである。これは、男女共同参画社会を市民ぐるみで実現しようとする気がないあらわれではないだろうかというふうな手厳しい文言が入っておりますけれども、先ほどのお答えの中でそういう専任職員を置くということなので、期待したいと思います。

それから、次の質問に入ります。名寄市における男女共同参画社会の推進行動計画の取り組みについてですが、名寄市男女共同参画推進計画策定は、旧風連町では旧名寄市との合併後旧名寄市の計画を基本として策定するとの確認がされているとのことですが、旧名寄市の名寄市男女共同参画推進計画策定委員会は、委員15名で構成されておりますが、改めてこれからの名寄市の委員会の構成をどのようにされるのかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 委員の構成についての御質問で、お答えをさせていただきますけれども、旧名寄市におきましては委員は15名の構成でございましたけれども、新市における風連町との合併に伴います委員構成につきましては、今何人ということで決めてはございません。それで、旧名寄市の市民委員会の委員の皆さんの御意見を聞く中で、どのぐらいの人数で地域的にどういふふうな配分で、それらの適任者を選考していただいて今後決めていきたいと、このように考えております。合併に伴います審議会、委員会等の比率

等の割合については、国勢人口の調査の比率で幾らとか、農業人口で幾らとか、全人口で幾らとか、いろいろな形でシミュレーションはしておりますけれども、この委員会の部分については委員の皆さんと一回御相談をさせていただいて、適任者の選任に当たって人数も決めていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 風連町、名寄市も一緒になりまして、新しい市として誕生いたしましたので、風連地区、名寄地区、それぞれ委員さんを選任していただきたいというふうに考えます。

ここに8月20日の道新の社説なのですが、道内人口減ということで、変化を見通し備えよということであります。この中で、働き手が少なくなる中で女性の社会進出がますます重要になると。少子高齢対策の充実はもちろん、女性が働きやすい社会づくりが切実な課題であるというふうに書いてあります。また、これは8月22日の道新です。出生率6年ぶりの増、これはいろいろな要素があると思うのですが、やはり社会基盤をしっかりとすると女性は産みやすく、また働くこともできる、そういう基盤づくりをぜひしていただきたいと思っております。

それから、私ちょっと勉強させていただいている男女共同参画社会基本法を考える会という会がありまして、伊藤玲子さんというのですが、この方は鎌倉市の議員7期をされた女性なのですが、今その議員を辞職というか、もう出ないということで、男女共同参画社会に向けて一生懸命運動されている方なのですが、この方がこのようにおっしゃっています。女性の天命、母親の尊厳、日本の悠久の歴史の中で日本の女性たちは娘として、妻として、母として、家族を支え、社会を支え、国を支え、命を伝えてきた。日本は、女性たちの豊かな力によって日々新たな時代を支えてきましたとあります。私女性の立場といたしましては、ちょっと幅ったい言い方をされているなというふ

うには思いますけれども、これからますます女性の環境が変わらないと時代は変わっていかないのではないか。この新しい名寄市にとりましても大きな問題だと思いますので、条例もかかわってくると思いますけれども、余り焦らずに、じっくりと時間をかけて希望の持てるまちづくりにしていただきたいというふうに考えます。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

まちづくり3法の改正による新しい課題についてを、栗栖賢一議員。

○2番（栗栖賢一議員） それでは、質問を始めます。先ほどの駒津議員の質問と一部重複することがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

このたびいわゆるまちづくり3法が大幅に改正されまして、8月下旬からスタートしたわけであります。それまでの3法は、機能がまことに不十分で、例えば大型店の出店が野放しになりまして、御存じのようにその結果全国の中心市街地が崩壊の危機に瀕しているわけであります。名寄市においても中心市街地は、市民の皆さんがシャッター通りというふうなことで御心配をいただいたり、また空き地も大変多く目立っているのが現状でございます。このままでは将来的に大変なことになるとというのが私そこに身を置く一人として実感を持つわけでございます。これは、この回復にはいろいろさまざまな今まで市も助成をしたり、そういうことをやってまいりました。例えば空き店舗対策であるとかいろいろございましたけれども、私はこれは根本的な解決には全然つながっていないというふうな認識であります。さすがに国も事の重大なことに危機感を感じまして、このたび何と内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を国が立ち上げたわけでございます。私は、これは国もようやく本腰が入ったなという印象を持ったわけであります。この改正3法の目的は、

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにあります。ここが非常に大事なことでございます。これには非常に範囲の広い部分が対象になりまして、区画整理、あるいは公共交通、道路、住宅、あるいは公共施設などなど、非常に範囲が広いというのが特徴であります。まさにこれは総合的かつ一体的な計画が必要だということになります。これを国がその計画を認定いたしますと、国が集中的に審議をしますよという内容になったわけであり

ます。過去名寄市は、この中心市街地といいますか、駅前も含めましてその計画を立てたことがあります。かなり以前ですが、北大の先生を入れたりして駅前再開発計画をやりました。それから、平成12年度にはコンサルタント、それから非常に多くの市民の参加をもとに中心市街地活性化計画を策定いたしました。しかし、両方ともその目標を実現することができなかったのは事実でありますし、これは私の見方になりますが、2度とも失敗したと言って過言ではないと思います。これは、制度的にはこの計画は国に上げて、先ほど言った総理大臣が本部長のそこが認定するということになりませんが、この計画を認定してもらうためにはそれなりのまた前段の手續といいますか、そういうものが必要であります。その第1弾は、この地域に中心市街地活性化協議会というのをつくるのが義務づけられております。そこで、いろいろ協議、議論をして、その計画をつくるということでございます。これもびっくりしたのですが、けさの北都新聞見ますと、美深町は今回の議会の中で協議会の立ち上げをやりますということが新聞に出ておりまして、非常に素早い対応に実は私は驚いたというか、感銘を受けたわけでございます。そして、今既に道内では滝川、稚内、それから帯広、北見など、非常に積極的にこの計画の認定を受けるためにもう既に走っております。この改正3法は、まさにまちづくりのこれを選択するかし

ないかによって大きく分かれていくというふうな私は法の改正だと、それに簡単に言えば乗りおくれるなということを申し上げたいわけでございます。

そこで、質問でございますが、この活性化協議会、これを早急に私は立ち上げる必要があると思っておりますが、それについての御見解をお伺いいたします。

次に、まちなか居住について質問いたします。このことは私は以前にも質問をしておりますが、その時点ではただいま進行中の住宅マスタープラン、これが終わり次第の作業になるという答弁がありました。その住宅マスタープランも間もなくといえますか、近い年度内に終了に向かって今進んでおりますが、その後このまちなか居住が始まるのか始まらないのか、その動きが一向に見えておりません。したがって、この住宅マスタープランの終了後のまちなか居住についてのスケジュールといえますか、そういうものをお示しいただきたいのと、このことについて庁内で議論の経過があればそれもあわせてお伺いしたいと思います。

次に、駅前立地する市有地、これの利活用について申し上げます。市が土地開発公社に取得させました駅前の土地でございますが、取得してからかなりの年月が経過しているわけです。これは、毎年土地公社の決算を見ますとそれなりの利息を払いながら、今それを所持しているわけでございますが、以前はこの利用についてはバスターミナルをつくるのか、あるいは物産館的な要素を持ったそういう複合施設をつくるのだというふうな構想がありましたが、これもまたまちなか居住と同様でございますが、一向に動きといえますか、情報といえますか、これまたさっぱりないわけです。もう気配も感じないというのがこのところの状況だと思っておりますが、この利活用について、これまたどのようなスケジュール、これは多分前の総合計画の中に入っていると思っておりますが、入っているだけで動かないということがほかにもありますけ

れども、これは非常に大事なことなので、お伺いをいたします。

これは、いずれもこのたびの改正3法にかかわることでございます。市民もあの駅前一体どうなのというふうなことを絶えず私も聞かれますし、それから前につくった先ほども申し上げた中心市街地活性化の計画はどうなっているのと、これは商店街の中でも聞かれるわけですが、実は返事に立場上困りますが、そういうわけで私はこれからこのまちづくり3法の改正を契機に、やっぱりトータルでこのまちをどうしていくかということを考えるまさに時期が来たというふうに思いますので、とりあえずこの場での質問をこのぐらいにしますが、いずれもこの三つの案件はこの3法の中である意味では解決できていくこともあろうかと思っております。例えばまちなか居住について申し上げますと、このたびの改正3法では非常に手厚い、先ほども申し上げましたけれども、はっきりとまちなか居住の施策として打ち出しているものがあります。例えば改正3法の中では、中心市街地の共同住宅供給事業というものに対する新制度が新しく設けられたわけでございます。また、まちなか居住の再生ファンドの拡充というふうな制度も拡充されました。こういう国の強力な支援が今まさに始まったわけでございますから、そういうことも含めまして行政がどう考えていくかというようなことをまずお伺いして、この場での質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま栗栖議員から御質問がございました。私の方からお答えを申し上げたいと存じます。

初めに、まちづくり3法の改正による新しい課題についての1点目でございますが、中心市街地活性化計画の見直しとその推進についてということでのお尋ねでございます。空洞化が進む地方都市中心部に共同住宅や商業施設を集める改正中心市街地活性化法が8月22日施行されました。ま

ちづくり3法見直しの一環で、30日には郊外への大型集客施設の出店を規制する改正都市計画法も施行されました。大規模小売店舗立地法の調整機能とあわせて、まちの拡散を抑え、中心部に市街地再生の新たな枠組みがスタートすることと期待されているところでございます。商店街振興に偏りがちだった改正前の反省から、病院など公共施設の中心部への移転費や、あるいは共同住宅の建設も補助するなど、市街地全体のにぎわい回復をねらったものでございます。この改正中心市街地活性化法は、市町村が策定する活性化基本計画のうち国が成果が見込まれると認定したものに対して重点的に支援する仕組みになっているのが特徴的であります。道内では、議員申されましたように稚内、滝川、砂川、帯広、北見において基本計画の提出を予定されていると伺っておりますし、また岩見沢、小樽でも検討中というふうに聞いております。

本市といたしましては、議員御提案の基本計画策定の際の協議会の立ち上げにつきましては、商店街など民間主導の組織であり、そこでしっかりと議論をしていただいて、基本計画を練っていくことになることから、関係者と協議をしていこうという考えであります。さらに、これまでの計画とは異なり、夢を描くのではなく事業について毎年数値報告の義務が生じてまいります。実施できる事業の組み立てが必要でありますので、関係機関、団体と十分詰めていくことが求められるというふうに認識を持っているところでございます。

2点目でございますが、住宅マスタープランとまちなか居住についてでございますが、まちなか居住につきましてはまちづくり3法にかかわらずこれまでも重要だと考えており、新総合計画においても主要施策の一つとして位置づけを検討しております。来年度見直します住宅マスタープランにて新総合計画に基づいた具体的な施策の展開を図っていく考えですので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目でございますが、駅前市有地の利活用についてのお尋ねでございます。駅前の用地につきましては、旧国鉄大通跡地でありまして、土地開発公社の所有地であります。所有面積は1万2,107.64平方メートルで、現在は市民の駐車場、一部民間駐車場として御利用いただいているところでございます。大きな利用計画としては、議員御案内のとおり、旧名寄市の第4次総合計画後期計画ではバスターミナルを含めた複合交流施設として考えていたものであります。また、平成12年度に策定されました中心市街地活性化基本計画においても定住と交流の基本コンセプトのもと、交流の核となる拠点機能を兼ね備えた物産センター、ビジターセンターの設置事業として計画に入っていたものでございます。事業の中心は、分散しているバス発着場を集約し、交通の利便性を図るためバスターミナルを設置し、先ほど申し上げました総合計画あるいは中心市街地活性化基本計画に基づきまして、より多くの交流人口の拡大を図るため商業施設を含めた複合施設として検討されるべきと考えておりますが、今年度策定されます新名寄市総合計画の中でもしっかりと議論されるものというふうに受けとめております。

合併を機会に今回の総合計画策定で多くの御意見をお伺いしながら、市民と協働して新しいキャンパスにデザインを行ってまいりますので、御理解を賜りたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 栗栖議員。

○22番（栗栖賢一議員） 今回の御答弁でございますが、そんなこと言っていると大変おかしなことになりますが、何でも総合計画の中に取り込むというふうなことは、これ決して悪いことではありません。私は、この総合計画の今まさにスタートの入り口に立って、いろいろ市民の皆さんに対してヒアリングを行って、さまざまな意見あるいはニーズをちょうだいしているわけでございますが、私は行政もやっぱり一つの提案をすることが大事で

はないかと。要するに行政は、私に言わせればまちづくりのプロなのです。人も物も、物といひますか、金も一番持っているのが行政です。そういういろんな皆さんの意見を聞いて、取捨選択して、あるいは最大公約数的なところで決めていくということも大事ではないと言いませんけれども、行政みずからがこういうことをしたいのだという意欲、それをやっぱりぶつけていく必要も片方では絶対あるというふうに私は思います。受け身の行政からやっぱり自分たちで積極的に能動的にそういうまちづくりに対して考え方をぶつけていくということが私はこれから非常に大事だと。要するに考え方変えなければいけない時代がもう来ているなというふうに思うわけでありませう。

それでは、次の質問にまいります。先ほどの改正3法によるいわゆるまちづくり、これは簡単に言えばコンパクトなまちをつくりなさいよということなのでございます。従来は、外へ外へと公共の施設も拡散していきまして、そこまではるばると車で行かなければいけない、あるいはタクシーで行かなければいけないというところに、それは時代がそうでしたから、それはそれでいいのですが、これだけ人口が過疎になってきたのであれば、特に高密度といひますか、密度の濃い町中をつくっていかねばならぬというのが将来的な重要な課題だと思います。それで、先ほど申し上げましたように協議会をまず立ち上げるということが必要だと思います。それをするためには、この計画を認定に持っていくためにはやはり役所の中に専従が必要だと思ふのです。私も今回質問するに当たっては、経済部あり、建設部あり、場合によっては総務部に関連してくる問題もあるのかなと。まさにまちづくりの3法は、そういう総合的ですから、いわゆるセクションを横断した形のものがたくさん出てくるわけですから、私はそれを集約した専従のセクションをつくるべきではないかと。現に滝川では、名前も元気いいのですが、元気タウン推進室という名称でそれら

専従が何と7名もいます。全部がこの仕事ではありませんが、4名ほどの職員がこれにかかわっている。稚内は中心市街地整備推進課です。それを設置しています。ほかにもいろいろあります。ですから、私はこれは専従の職員をきちっと庁内に置いて、専門にかかわってもらおうという必要があると思いますが、まずそういうものをつくる意思があるかどうか、あるいは見通しについてお知らせ願いたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） まちづくり3法、特に中心市街地の活性化をどうするかという観点で、今までの経緯も含めて御質問をいただきました。平成12年につくりました中心街活性化計画について、栗栖議員の表現をかりますと失敗だったのではないかと、こういう表現をいただきましたけれども、この計画に基づきまして最短でやれる事業をやっているということでも事業も実施をいたしておりますから、計画そのものが未達の部分もまだたくさんありますけれども、この計画に基づく事業実施もあつたということでもあります。

そこで、未達の部分、まだ実施ができないと、未実施の部分があるということもあつて、旧名寄市の中において中心市街地活性化計画の見直しをしようとする。まだ見直す年度ではないのでありますけれども、しかし状況の変化が相当あるぞと、こういうことで見直しをしようという中小企業振興審議会の中でも意思決定をいただきました。合併の議論とぶつかりましたので、そのためというわけではありませぬけれども、その見直し作業が少し延びていることも事実でございます。ただ、今ここで御質問のありましたとおり協議会、新しい3法により協議会の必要性は認めながらも、この平成12年につくりました中心市街地活性化計画の見直し作業とどう整合性を保っていくのだろうか。特にTMOの組織がございませうから、これは商工会議所が中心となつてTMO組織をつくっていき、中心市街地活性化計画を実際に

実行に移していく組織でございますので、ここの組織の整合性も必要というふうに思っています、先ほど経済部長から関係者と十分に協議をしながら、協議会の立ち上げに結びつけていくと、こういうような話でございますので、ぜひそういう方向での確認をいただければ幸いですというふうに思っているところであります。

あわせて、それら協議会を進めるための体制をどうするのかと。他市の例でいろいろこの事例をいただきました。もちろんそれを進めるためにはセクションが必要でございますし、市だけでもでき得ませんので、これについてはこの見直し作業の中で改めて協議会をつくっていく場合のセクションをどうするのかと、どういう体制でやっていくのかという議論もまた同時並行していかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、ぽつんとこのまちづくり3法ができたということではありませんで、今までの経過から新まちづくり3法ができ得たということですから、旧のこの中心市街地活性化計画との連動性はどうしても出てきます。今行っております商店街の事業の連動性等も出てまいりますので、それらも含めて関係者と協議をして、協議会の立ち上げに向かっていくという答弁でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 栗栖議員。

○2番（栗栖賢一議員） 今の助役の答弁の意味はわかりますが、従来の平成12年に立てました中心市街地活性化計画の一部の事業は、それは確かにその範囲の中で行われてきたことは認めますが、しかし細かいこと言うといろいろまた申し上げたいことございますけれども、それは申し上げませんが、基本的にはいわゆる本当の目的というのは全然達していないというのはこれは事実であると思えます。例えば道路をどんと1本抜いて、街路を1本抜いて札幌の大通公園みたいにしてしまうみたいな構想なんていうのは、30年たって

も50年たっても果たしてできるのかできないかというような大計画です。ですから、私は、見直しはいいのです。これは、見直しという言葉はそれは継続的なことですから使っていていいけれども、全く私は新しい発想でいかないと、先ほど部長から答弁ありましたように実行可能な、しかしハードルは高いと。ハードルは高いけれども、それをクリアしていくのだというふうなやっぱり考えのもとに、ぎりぎり実行可能な計画を新たにつくっていくぐらいの考えでこれはやっていただきたいなと思うわけであります。それで、今のセクションの問題は、ぜひそれはつくっていただきたいと、これは要望しておきます。

それから、先ほどちょっと触れましたけれども、言葉の表現がどうかわかりませんが、人、金、これは行政が一番持っています。しかも、これまちづくりのための役所なのです。ですから、先ほど総合計画のヒアリングの関連をちょっと申し上げましたけれども、どうも私過去この問題で質問いたしますとすぐ商工会議所が出てくるのです。それから、この中心市街地になるとTMOが出てくるのです。ですけれども、これ計画の主体者は行政ですから、計画をつくる主体者、あるいは申請者も行政なのです。自治体なのです。ですから、自治体、行政が本当に中心になって先ほど言ったように提案していかなければならないのです。相談して、御意見聞いて、さあどうするかというふうなことも大事ですけれども、それ以前に行政自体が一つの提案をつくるということです。今のこの3法を実現するためには、いわゆるトータルなランドデザインが絶対必要なのです。それアマチュアにやれといったって、なかなかそれはできません。コンサルタントも往々にして間違いを犯します。私は、地元の役所の集団がそういう根性を持ってそういうランドデザインなり、これはうちの今回の質問で猿谷議員も言いましたが、用途地域の問題も、要するにゾーニングの問題もやっぱりそういうふうに内部でしっかりと案を、あ

るいは思いを込めた案をこれからつくっていくのが行政の役割ではないかというふうに思います。したがって、ぜひそのセクションをつくってくださいということを申し上げます。

それから、これは富良野の事情をちょっと申し上げます、御存じかもしれませんが、富良野は、もう12月の中に全部完成してしまうのです。駅そばに公営住宅をつくってしまうのです、5階建て。まちなか居住です。それから、表現はいろいろありますが、コミュニティー施設3階建て、これも駅のところにつくります。そして、2階が何と温水プールということですから、富良野もなかなかやるなというふうな感じを受けました。これは、人口規模は今合併しましたから名寄の方が上になりましたが、富良野の方が従来の名寄地区と比べてもどっこいどっこいか、少し少ないぐらいです。ところが、財政がいいのですかね、これはこれから調べなければならぬと思いますが、きのうの新聞の公債比率です。これはちょっと名寄より富良野はいい状況でございますから、何でそういうことになるかなというふうな思いですが、やはりこれは私はリーダーシップがあったのかなと思います。

それから、もう一つ例申し上げますと、全国的には青森市です。これは、中心市街地活性化を見事にやったところですよ。市長が選挙のたびにそれを言って、市民の共感得て、駅前、あの中心にすごいことやっているのです。そして、何と、青森は名寄より人口がはるかに多いですけども、三つのショッピングセンター、徳田みたいのが三つあったのです。一つが撤退してしまったのです、そのショッピングセンターが。というのは、その中心部の通行量が倍になったのです、そういうことをやることによって。それはそれなりに金もかかりますから、一概に言えませんが、そういう例もあるわけですから、私はやる気ですか、そういうこと、あるいは役所の情熱、それが私はやっぱりまちを引っ張っていくことになるのでないかと

いうふうに思いますので、これは参考までにです。

そこで、申し上げたいのは、合併が終わり、大学が終わりました。終わりませんが、一応クリアしたわけでございます。市長は、それに非常に情熱を傾けて、意欲を見せて、そして実現できたわけでございます。私は、その情熱、意欲あるいは先見性、それに非常に敬意を表したいと思います、これからの名寄市のまちづくりの重点課題は一体何なのかと、あるいは最優先課題と言ってもいいですが。私は、今の中心市街地の活性化だというふうに認識しております。したがって、私は市長にぜひこの問題の旗振ってほしいと。旗振らないとだめなのです。御意見ばかり聞いて、先ほど言ったようにそれをまとめて復興すると、それも大事ですが、やっぱりみずからの思いを持って旗を振ると。これは、まさに市長のリーダーシップになるかと思えます。過去今の二つの問題もそういうことでクリアしてきたわけですから、これからもこの問題に向かって市長には旗振ってほしいと。これは、役所のトップリーダーですから、リーダーシップも発揮していただいて、そしてこの問題にかかっていただきたいというふうに申し上げますが、これは後で御見解をお伺いしておきます。

それから、先ほどからどうもこの3法のまちづくりの関連で、もちろん関連あります、商店街、商業者。私は、自分もそういう立場ですけども、そういうことはもう終わっているのです。商店街を救済、助けると、商業者を助けると、そういう感覚は私は余り考えない方がいいと思います。なぜなら、今商業というのはある床面積を持って商売しているわけですから、人口の消費支出の合計とこれは当然バランスがあるわけです。やみくもに売り場がふえても人がふえなければ、人は3杯も飯食うわけでないですから、おのずとオーバーフロアになるわけですから、ですからむしろ私は、今回の3法の中身も住宅とか公共施設とか、そういうことを非常に強こうたっているのです。名寄

市の場合公共の施設はまちの中心にほとんど皆無です。比較的近いのは図書館ぐらいです。先ほど申し上げましたようにまちなか居住と連動すれば、高齢者の方も歩いて用事が足せる、ワンストップでやれると、要するに将来そういう時代を、まちの中にそういう状況をつくっていかねければならぬというのが今回の3法を見て私自身も頭の中ちよっと変わった。今までは、何とか商店街助けてくれよと、そういうこともあったのですが、実はそうではないということでございます。

議長、休憩にしますか。

○議長（田中之繁議員） まだ大分あるのかい。

○2番（栗栖賢一議員） あるよ。24分残っているのかな。やってしまっていていいかい、皆さん。（「いい」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） そうしたら、引き続きやります。

○2番（栗栖賢一議員） そうしたら、やりませう。

それで、ちょっとくどいようですが、私はそういうふうに頭切りかえないと、この問題は解決しないと。要するに市民と一緒に中心市街地を活性化することがまちのためにいいことなのだと、商業者や商店の者に対するものではないのだというひとつ考え方を私は行政も持っていたきたいと思えます。そのためには行政の役割が、くどいようですが、大きくなったということだと思います。

例えば、これもちょっと具体的になりますが、私個人もかかわっていますが、北洋銀行の跡地の問題についても経済部の御協力も得ながら、本当に頻繁に会議やっています。視察もしました。しかし、40人そこそこの組合で億の借金するような事業にどうしてもなるのです。あるいは、そういう住宅、高齢者用の住宅、マンション建てても、20年、25年という償還の年月がかかるわけです。これは、商店街の中でなかなかその合意が簡単に言えば難しいと、心配だと、借金。それから、

ましてや理事者が保証の判こ押さなければならぬと、借金の。では、これ全員が判こ押してくれるかといったら、これもまた具体的になると難しい問題が出てきております。ですから、私は、これは今後の問題ですが、それでもまだうちの商店街はあきらめずにあの活用について本当に会議をやっています。一般市民の方も入っていただき、役所も会議所も入っていただき、それからまた内部の三役会とかすったもんだやっていますけれども、なかなか胸突き八丁、それをクリアできない部分がどうしてもあります。これはこれでそういう状況だということでお話ししておきますが、あれは市に買っていただいて、商店街が何とか頑張ってやりますよということで市に買っていただいた土地でございますから、何とかしようという努力は今させてもらっていますが、しかし私は、ここからは個人的な話になりますが、やっぱり行政がどっと出てきて、この条例使えばこれだけの金出ますよ、この条例使えば500万円出ますよ、1,000万円出ますよと、そういう世界ももちろん大事ですが、本当に肝心なところはもう行政が自分でやるというぐらいのひとつ構えを持っていただけないものかと。具体例で悪いのですが、例えば公民館の分館的要素を持たせるとか、あるいは名寄には残念ながら若い人方が演奏活動する、あるいは若い人だけではなくてちょっと落語を呼んで、聞いていただくと、そういう仕掛けの設備はまちの中にないのです。ミニ劇場といいますが、ミニシアター。そういう機能を、そういうのが今の国がいう都市機能の一部だと思うのですけれども、そういうやっぱり集積は行政がぐっと、私に言わせたら八、九割方行政がやらないとできない。要するに採算のとれない仕事は民間ではなかなか難しいのです。ですから、このまちづくり3法を生かすことについてもこれから行政の腰の入れ方、これが非常に大事だと。だから、民間と協議する、会議所と協議すると、協議はいいのです、何回やっても。しかし、くどいようですが、行政も提案



していくと、そしてやっていくということを私は申し上げたいと思います。もうそういう時代に入ったのだということでございます。

それから、まちのそういう意味のグランドデザイン、マップ、これが全くないと。それは、総合計画に今度出ると言えそうですと思いますが、いわゆる中心市街地におけるそういう具体的なことが出てこない、イメージも出てこない。これは、非常に私に言わせればよくないことだと思っておりますので、これらも含めて市長の見解、それからリーダーシップに期待して私は質問を終わりたいと思いますが、最後に実はある関係の本に書いてあったことを一言申し添えて終わりますが、極めて郊外のそういうホールとか器でコンサートがあったと。夜終わったと。ハイヤーで真っすぐ家へ帰ったと。書いた人何を言いたかったかといいますと、コンサートでも芝居を見ても、アフターが大事だということです。アフターコンサートと私その言葉初めて知ったのですが、要するにそういうものを聞いたり、見たりした後、お茶の1杯飲むとか、場合によっては居酒屋で飲むとか、そしてそれを語り合うとか、そういうものがまさに文化であるということです。それが都市の機能だというふうに、これは本に書いてありました。私はそういうことを実は夢見たいと思います。そして、以前渡辺議員がデマンド交通のお話をこの場で質問しました。まちがそういうふうに活性化してくる、そこへデマンド交通が走る。夜落語聞いて、その後お茶飲んで語り合うと、私はそういうまちをひとつ夢ではなく実現したら素晴らしいなというふうに思います。

これで終わりますが、最後に私の考えとか要望に対しての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 栗栖議員の中心街にかける意気込みも含めてお尋ね、御提言をいただきました。私は、中心街が果たす役割というのは、

モータリゼーションが急速に進んで大きく変わってしまったというふうに受けとめております。住民の移動が自動車であるとか、あるいはバスであるとか限られた交通で移動しているときには、中心市街地の果たす役割は隣接する商店との移動が少なくて買い物ができる、そのようなことをしっかりと求めていたわけでありまして、そういう意味では名寄市の商店街というのは名寄市民ばかりでなくて、この上川北部のみならず南宗谷も含めての商圈を誇っていたわけでありまして。しかし、ここ20年、30年の間に大きな車社会ということで、消費者の皆さん方が買い物をするのに距離感というものを余り感じなくなったと、こういうことであります。これが日本の商業施設が郊外に大きく移動したと。駐車場がなければ商業活動が、あるいは文化施設も含めて立地しないと、こういうことになって、中心街が置いていかれたことになってきたのではないかと、こういうことであります。

私どもは、そのような現状を直視しながら、この改造をどのように進めていくのかと、こういう意味では御指摘ありましたように例えば公営住宅の建てかえについては郊外からできるだけ中心部に建てかえを機会に寄せると、こういうことをやっておりますけれども、これも非常に時間がかかると、こういうことであります。今回風連の中心市街地の議論をさせていただいておりますが、問題はやはりそこに住まいしている人がやるという意味がなければ実現できないというのは実体験をさせていただいております。何名かの同意者が得られないということでは、その地区は話がまとまらないところは外さざるを得ないと、これが国の補助金等を受ける場合の事業の申請の仕組みであります。したがって、私どもが幾らスタッフを強化していろんなプランを投げかけても、そこで事業を展開している皆さん方の賛同を得られなければ、これはこのまちづくり3法で投げかけられているいろんな事業も実行できないと、こうい

うことであります。時代は非常に栗栖議員の御指摘のように市民の感覚も含めて変わっております。その中央に今まで商業以外の集積が場合によっては排除されていた傾向があったかもしれません。それが今中心街に生活のしやすい核をつくるために再集積をすると、こういうことでありますが、しかしその際に例えばそこに提供するについていかほどその街区の皆さん方の支援協力があるのかということもまた大きな事業取り組みに当たってネックになってくるわけでございます。今民間の事業者のまちなか居住というのは進んでおります、名寄の場合には。そういう状況も踏まえて、今中心街が果たす役割は何なのかと。また、中心街の皆さん方が消費者のどの部分をターゲットにして商売を展開されるのかと、こういうことは日ごろから御研さんをお願いしているわけですから、私どももその時代背景に合った取り組みをしっかりとこの機会にさせていただきたいと、このように思っております。

J Rの官舎跡地、先行取得したものの転用計画といたしますか、利活用計画が進んでいないと、こういう指摘がありました。私どもも広域合併の協議が自治体間であったり、あるいはJAさんもそうした動きがあったりということで、ここ3年ぐらいは名寄市がこの中心都市として何を役割を果たしていくのかと、こういうことについてはなかなか指針を持ってない時間であったと、こんなふうに思っております。しかし、一定の合併の落ちつき等も含めて、名寄市が果たしていくこれからの役割というのもまた見えてきたのではないかと、こんなふうに思っております。それだけに、今作業を進めております総合計画の中で100名の審議委員の皆さんの英知をいただきながら、しっかりとした基盤づくりというものを持っていかねばならぬなど、こんなふうに思っております。

先日総合計画の審議会の委員の皆さん方のお集まりの中で、基調講演、元の北海道副知事の磯田さんからいただきましたけれども、いわゆる行政

が果たしていく役割というのは、結果としてはもう見えなくなる基盤づくりだと、こういう指摘をされました。私どもの取り組む行政がまちづくりに果たす役割というのは、場合によってはそういうことなのかもしれません。その上に立って、それぞれの事業者、農業者あるいは事業者が構築をしていくということがまちづくりの形でないかと、こんなふうに思っておりますので、今後も専門的な見地でのリーダーを努めている栗栖議員のまた御指導もいただければと、このように思うところでございます。

○議長（田中之繁議員） 栗栖議員。

○22番（栗栖賢一議員） 最後ですが、市長の御答弁ありがとうございます。

ただ、申し上げたいのは、やはり賛同を得るとか、いろいろ風連の例を出されまして、二、三件の同意者がいないから前に進まないようなお話ございました。それは当然そうだと思います、制度上そうなっていますから。しかし、名寄市の場合には、名寄地区といいますか、やはりそういう提案がなければ賛成、反対、その意思表示もできないわけでございます。くどいようですが、役所が提案するという方向にひとつ考えていただきたいと思います。それはなぜかといいますと、それは繰り返しませんが、ただ、今見える部分と見えない部分とお話ありました。確かに見えない部分はソフトの面もありましょうし、また地下に潜っている下水道とか上水道、これは見えません。いわゆるそういうインフラについては見えない部分も相当あるかと思いますが、やはりまちは見えてこないと逆に言えばよくなっていけないのではないかと思います。そういうビジュアルな効果というのがこれまた別にありますから、やはり市民に見える、そういうまちづくりを十分頭に入れた対応をしていただきたいということを最後にお願いして、終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で栗栖賢一議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市農業施策の取り組みについて外1件を、植松正一議員。

○10番（植松正一議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして順次質問させていただきます。

第1次産業である農業の発想を転換する戦後の農政の大転換を余儀なくされている状況の中、今までは食料・農業・農村基本法のもとで需給率、品質価格を適切に反映し、価格の安定政策が図られて、価格政策を中心に政策が図られてきたところでございます。また、農産物価格の変動に対応した品目別の価格補てんや生産条件格差を補正することにより、農業経営の安定を図るべき対策が導入されてきたが、しかしここにきて農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況の中、農家、生産者は厳しい状況の中で経営をしてきたが、食料・農業・農村基本計画の見直しにより、経営所得安定対策が導入されますが、施策の対象となる担い手対策を明確化した上で、その経営を図る対策を19年度から導入する。品目横断的経営安定対策は、将来的に名寄のみならず主業的農家の営農を危うくするおそれがあり、多面的機能、農家の所得確保に向けた対策を引き続き強化していかなければならないし、生産者と行政、農協との連携を強く望むところでございます。

そこで、質問をさせていただきます。大きな1として、新名寄市の農業施策の取り組みについて。一つ目に、品目横断的経営安定対策の支援内容について3点ほど質問いたします。1、品目横断的経営安定対策の担い手への支援内容及び集落営農の組織の状況についてお知らせを願いたいと思います。2番目に、本対策の導入に当たり、北海道

農政事務所とコンタクトをとりながら、名寄市としての対応、対策はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。3点目に、女性認定農業者も考えているのかお知らせを願いたいと思います。

二つ目に、農業振興に係る整備計画の変更、見直し等の進捗状況についてでございます。耕作放棄地についての発生状況を地域別に見ると、平地に比べて土地条件や労働条件が悪い、また大型機械の導入等により中山間地域において放棄率が高くなっている現状であります。また、産業廃棄物の不法投棄が発生している状況でもあります。以前にもこの問題で質問させていただきましたが、その時点での答弁では風連町との合併後プロジェクトチームを立ち上げ、新市全体の将来展望を視野に入れた見直しをする、また限界農地等の実態を把握し、対処するとのことでしたが、そこで、質問いたします。農振整備計画の変更、見直しについて合併後早期に見直しするとのことでしたが、用途の設定、土地利用の計画について現在の取り組み等進捗状況をお願いいたします。

三つ目に、地場産品の地産地消の推進計画の策定についてでございます。消費者のニーズに対応した農産物の供給を促進するために、消費者の農業や食に対する理解を深め、生産者と消費者の顔が見え、話が見え、話ができる関係づくりを進め、地産地消の計画の策定をし、消費者との交流、意見交換会等、相互理解を深め、今行われている何件かの直売所、加工等に力を入れているが、いまいち力が入っていないのではないかと思います。そこで、質問をさせていただきます。今後名寄市の農業・農村振興計画の中に地産地消の推進がありますが、新名寄市総合計画策定審議会の中、産業経済部会や農業・農村振興計画検討委員会を含めて基本計画を立ち上げるのか、また行政としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

大きな2番、道路計画の見直しについてでございます。旧名寄市の市道、農村道路を含む舗装未

改良道路等、計画は著しくおこなっているのは確かな事実でございます。特に郊外、農村地区のおこなわれが目立つ現状、生産と生活の調和のとれた住環境の整備と農村に住む人たちから苦情が多いのも確かでございます。資料によると、風連町・名寄市合併協議会での新名寄市建設計画策定案の中で、新市が重点的に取り組むべき施策について32項目のアンケート調査を実施したところでございます。その資料によりますと、医療体系の充実46.9%、これはトップでございます。その後除排雪の充実が46.5%、道路整備が6番で22%の結果が出ております。この結果からも早急に道路整備計画の見直しが必要ではないのではないかと申し上げます。重点施策で取り上げるよう要請しておきます。

そこで、3点質問させていただきます。1としまして、名寄地区の私道路対策について、私道の現況とその対応は。

2番、市の防じん対策について。防じん処理に対する市民からの苦情等あるか。また、アスファルト再生合材敷設工事の結果とアスファルト乳剤との費用の比較はどうであるのか。

3番目に、風連地区は舗装工事がほぼ完了とのことでございますけれども、名寄地区における今後の対応、対策について。また、舗装率、延長等の説明と今後の見通しについてお願いを申し上げます。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

初めに、新名寄市の農業施策の取り組みについての1点目、品目横断的経営安定対策の支援内容についてのお尋ねでございます。品目横断的経営

安定対策の支援の内容ですが、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための対策として、一つ目には過去の生産実績に基づく支払いは16年度から18年度までの3カ年間の麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショの4品目の生産、出荷実績に応じて19年度以降毎年一定額の支払いを受けることができ、ほかの作物に転換しても同じ金額を受けることができます。2点目には、毎年の生産量、品質に基づく支払いは当該年の麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショの4品目の品質別の生産量に応じて支払いを受けることができます。もう一つの対策でございますけれども、収入の減少による影響緩和のための対策は、当該年産の麦、大豆、てん菜、でん原用バレイショに米を加えた5品目の販売収入の合計額が最近の平均収入額より下回った場合には差額の9割が補てんされる制度となっております。

次に、集落営農組織の状況でございますけれども、本対策の支援対象者は担い手であり、認定農家になれない場合集落営農組織を立ち上げて、担い手として支援の対象になりますが、規約の作成、経理の一元化、法人化計画、地域の農用地の3分の2以上を集積する計画などハードルが高く、道内においてもごく一部の取り組みにとどまっております。当市におきましては、説明会や中富良野町の先進地調査などを実施し、JAなどとも可能性について議論してまいりましたが、集落営農組織を取り組む状況にはなく、認定農業者での担い手になるべく指導をしているところでございます。

これまでの対応ですけれども、3月までは旧名寄市、旧風連町の対応に若干違いはありますが、昨年12月の農業セミナーによる学習会、それからことしに入りまして1月には上川支庁担当者による全体説明会、2月には北海道農業会議の全体説明会、3月には市、JAによる集落説明会、それから地域の代表者と関係機関による中富良野町への先進地調査、8月には市、JA、農政事務所

共催による地域説明会を開催しており、並行して認定農業者推進のため農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しによりまして所得目標が700万円から480万円に見直しをされ、加速度的に認定農業者が増加し、本対策の要件である担い手をふやしてまいりました。また、この間JAとともに農業者の相談を含め対応してきたところでございます。食料・農業・農村基本計画では、意欲と能力のある担い手の育成、確保に積極的に取り組み、農業経営に関する国の支援は認定農業者などの担い手に集中かつ重点的に実施されます。平成15年6月に認定農業者制度の運用改善のガイドラインが出され、男女共同参画社会の実現に向けて共同経営である女性農業者、農業後継者も経営者とともに認定農業者になる道が開かれています。

2点目でございますが、農業振興に係る整備計画の変更、見直しの進捗状況についてでございます。合併により農務課に振興計画係を配置し、名寄市農業農村施策の指針である名寄市農業・農村振興計画の策定及び農業振興地域の整備に関する計画的な施策の推進と農用地利用計画について農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更、見直し作業を進めているところでございます。この2本の計画につきましては、整合性を持って策定いたしますが、18年度は名寄市農業・農村振興計画の策定を優先的に進めており、農業振興地域整備計画の変更、見直しにつきましては、19年度にかかる見直しにございます。進捗状況ですけれども、これまでの旧市町の整備計画を新名寄市に一本化したところではありますけれども、具体的な農用地区域の見直しや整備計画についてはこれからであり、現在名寄市農業・農村振興計画の策定と共通の意向調査などを実施しており、基礎調査などの作業の段階でございます。

質問の耕作放棄地や不耕作地の今後の対策につきましては、実態を把握し、JAや農業委員会と

協議し、検討してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

3点目でございますけれども、地場産品の地産地消の推進計画の策定についてのお尋ねでございますが、地産地消は地域の消費者ニーズを的確にとらえた生産と生産された農産物を地域で消費しようとする取り組みで、このことを推進することにより議員の言われる顔が見え、話ができる関係の構築ができ、地域の農業と関連産業の活性化などの効果が期待されます。これまでも直売所の開設や農産加工の取り組みの支援、産業まつりや農産加工展示即売会、体験農業などのイベントを通じて推進してきたところでございます。地産地消を推進するに当たっての考え方として、生産者、消費者、関連事業者との連携を進めるとともに、安全、安心で良質な農畜産物の産地づくりや地元産農畜産物を使用した加工品づくりを推進します。また、都市と農村の交流や農業農村体験を通じた農業理解を図ることが重要と考えているところでございます。推進計画につきましては、現在策定中の名寄市農業・農村振興計画に具体的な実施計画、取り組みの指標、推進体制を盛り込んで作成してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 道路計画の見直しにつきまして3点の御質問をいただいております。初めに、名寄地区の私道路の対策についてお答えを申し上げます。

名寄地区の市道につきましては、508路線、総延長で約446キロメートルが認定されております。そのほかに建築基準法に基づきます私道路の市道認定済み路線は30路線、総延長で約2.3キロメートルございます。市街地の私道路につきましては、一定程度の戸数が張りついている状況でありまして、さらに道路維持車両が通行可能な路線につきましては道路整備や除雪などを実施しているところでございます。しかし、御質問に

あります農村地区の未認定の私道路につきましては所有者が管理を行うものでありまして、市としての対応につきましては住民サービスの不均衡を招くおそれがあること、またこの私道路の市道認定につきましては建築基準法、さらに名寄市の規則に基づきそれぞれ行うものでございまして、この法律等では都市計画区域内であることの定めもございまして、農業地域の新たな認定につきましては困難なものと考えているところでございます。

次に、2点目の市道防じんの対策についての御質問でございまして。従来から実施をしておりますアスファルト乳剤による防じん処理につきましては、この事業が始まった当初は市民の皆さんからの苦情が多く寄せられておりましたが、今では施工方法の改善によりまして砂の散布量が減少したこと等から目立った苦情はほとんどなくなっている状況でございまして。しかし、長年のたび重なる補修工事によりまして路面が高くなっていることから、雨水が民家の敷地内に流れ込むと、そういった弊害が一部の地域で発生しておりまして、これにつきましては改善要望が出されているというものでございまして。また、数年前からアスファルト再生合材によりまして防じん処理を試験的に行っておりますが、ことしにつきましては名寄地区の市街地で2路線、延長で約400メートルでございまして、実施したところであります。この路線につきましては、今後耐久性や冬の凍上の状況等を調査してまいりたいと、そのように予定をいたしているところでございまして。

なお、10年間で工事費試算をしてまいりますと、平年度事業費に置きかえた場合の工事費比較では、アスファルト乳剤散布で1平方メートル当たり253円に対しましてアスファルト再生合材におきましては1平方メートル当たり132円となっております。コスト的にはアスファルト再生合材使用の方が割安になっておりまして、このような状況でございまして。

3点目の御質問でございまして。風連地区は舗装

工事がほとんど済まされていると、名寄地区における今後の対応、対策についてのお尋ねでございます。旧風連町につきましては、市街地のほとんどが舗装されておりますが、郊外を含めた全地域的には約53%の舗装率であります。一方、旧名寄市につきましては、市街地で総延長が12.9キロメートルの市道に対しまして81.7キロメートルで舗装されておまして、その率は63.3%でございまして。名寄市の全地域的には446.2キロメートルに対して187.8キロメートルの42.1%の舗装率になっております。今後の名寄地区の対応といたしましては、基本的には新総合計画策定の中で決定されることとなるわけでございますが、財源の課題もあありますが、比較的費用対効果の大きい市街地の舗装率につきましては、当面は約10%上げることを目標に計画づくりを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございまして。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今答弁をいただきましたけれども、品目横断的経営安定対策の関連で再質問をさせていただきたいと思っております。

品目横断的経営の安定対策の対象となっている規模の小さい面積の方、この対策をどのように考えているのか、まずその1点と、あとこの品目横断的対策だけではないとは思われますけれども、高齢化による離農をにらみ、名寄の米どころであります集落では数戸にわたり大きな農地が売りに出ているということで、私も5日の日にちょっと調べさせていただきました。農地流動化対策、いわゆる産地づくり交付金の水田だけの独特なあれだと思っておりますけれども、品目横断を含めてやはりこういう状況が起きるのは目に見えていたというのか、あちこち調べさせていただいたら、こういう状況がやっぱり案の定出てまいりました。その辺の状況を踏まえて、行政含めて知っているのかどうかお知らせをしていただきたいと思います。

それから、ただいま男女共同参加、先ほど宗片議員や何かも言っていましたけれども、この参加の実現に向けて共同経営である女性農業者も参加できるということで、認定農業者になれるということでございまして、名寄市の農業者の中に今はまだ少数とかと申し上げていましたけれども、現実問題何人ぐらいいるのかちょっとお知らせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 品目横断の部分の対象にならないというふうに理解してよろしいかと思うのですが、ならない方だと思うのですが、その部分につきましては対象農家を認定すべく指導しているということたびたび申し上げているところでございます。規模が要件に満たない農家につきましては、一つ目には農地の流動化による農地の集積、二つ目には基幹作業の受委託による面積の算入、さらには所得特例の活用などの手法で交付金の対象となるようにというふうなことで、三つの目標を掲げて、当然ですが、何とかそういった部分を救済したいというふうに考えているところでございます。もとより農家の意向調査をもとにいたしまして、さらに今後も引き続き関係機関、団体と協議をして対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、二つ目でございますが、農地の流動化についてのお尋ねだというふうに思っております。品目横断的経営安定対策の導入に合わせまして、担い手に施策を集中、重点化するということでございまして、構造改革を加速する方向性を明確にしているわけでございます。担い手対策の内容を固め、概算要求をいたしておりますけれども、スーパーL資金の無利子化、さらには農地の面的集積支援等が盛り込まれております。当市におきましては、スーパーL資金の利子補給や産地づくり対策で受け手、出し手に支援をしております、平成19年度からの新たな産地づくり対策につきましても見直した上で継続を引き続きしていき

いというふうな考え方を持っているところでございます。

3点目につきましては、女性の経営の部分につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、後ほどの御答弁にさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今答弁いただきましたけれども、品目横断的、これは19年度から始まるということでございまして、今答弁の中では農地流動化、基幹作業の云々ということで、今後これからJA含めて道との協議やるか、これからやっていくということなのではございますけれども、ちょっと遅いような気もいたしますけれども、これは早急どころか、19年度から始まるとすればやはりそんなゆっくりもしてられないのではないのかなと。

それから、先ほど品目横断を含めて、この対策ではないけれども、数戸の農家ということでございますけれども、実は本当に米どころでございまして、私の出身の方なのでございますけれども、6戸です。6戸で62ヘクタール。6戸で62ヘクタールが今売りに出している。ですから、私は今始まったばかり、この施策の内容を説明した中で、担い手もいない方なのです。いないし、現在三十何町持っている方も私のあれではあと3年ぐらいまだ我慢したかったけれども、今回こういう対策になったら、今のうちに早く処分しなかったら、後で隣の人らが20町、30町となったらなかなか売れないのではないかと、そういうような絡みもありまして、これは相当な大きな数字です。これがほかの水田農家のみならず、畑作農家の方もちょっと土地の条件の悪いところや何か行って聞きますと、認定農業者を含めて担い手を対象の限度にしますよという話になってくると若い人、またUターン、Iターンも含めて土地を求めたにしても、やはり価格の問題だとかいろいろあると思います。そし

て、それが今生産、販売含めていろいろと価格保障でもあるのであればいいのですけれども、やはりこれから担い手含めて機械の導入含めて、それも楽な経営を強いられている方が何人いるか私は調査していませんけれども、その辺も含めるとこの改革、いわゆるこの所得改革含めて、やはり名寄市のみならずこれは大変な施策だなど。それで、名寄市全体含めて危うくなるのではないのかという懸念を今持っているわけです。その関係もございまして、恐らくこれから、まだ調査をした何人かですからいいのですけれども、先ほど冒頭質問させていただいたのは、どこまで道を含めての協議をされたかという、いわゆるそこをしっかりとしたJA含めて生産者、その辺の絡みがどんなになっているのか。そして、私も1回目のときあるところで説明を受けました。そうしますと、農家の方々は、内容はまだ当初でしたからそのときにはある程度の説明しかしていない。ただ、一番下の方で、直接支払いですから、小麦だったら何ぼ、そしてあとこれに不作でしたら共済ですか、そういうの含めましてトータルで何ぼにする、そういう数字しか、それが一番農家の方わかりやすいわけです。ところが、やはり中身にいくと、今こういうの含めていろいろな問題が出てきているのは確かです。その辺も踏まえて、ちょっと確認をされて、本当にそういう形でやるのかどうかお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今とりわけ6戸62ヘクタールというようなことでの話をいただきました。私どもの方もこの話につきましては承知をしているところでございます。御案内のとおり地域懇談会が若干残っているわけなのですが、農村部の方に参りますとそういった農地の流動化についての深刻な話が近年特に多く聞かれます。とりわけ今私の方で特に深刻というふうに受けとめているのは、この6戸62ヘクタールが出ているというようなお話でございまして。農業委員会の

方ともお話をさせていただいておりますし、農業委員会の方の会合の中でも御相談をさせてもらっております。いずれにいたしましても、こういった大規模な面積は別といたしましても、そういった農地の流動化、いわゆる売りですね、これにつきましてはなおふえるだろうといいたまいますか、そんなような要因が十分に考えられますので、これにつきましてはまた道の方とも御相談をすることになりましょうし、あわせて地元のJAあるいは農業委員会等と、また農家の方々とも、生産者の方々とも、風連でしたら改善組合なのですが、そういった方々にも御相談して、新たな仕組みづくりといいたまいますか、そういったものも考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、今のその出ております面積につきましては、ちょっと大き過ぎるものですから、本当にびっくりしているところですが、なお情報収集に努めてまいりますし、適切な方法で対処していきたいというふうに考えておりますので、また御示唆等をいただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 後で市長にもちょっとお聞きしたいのですけれども、今の農地流動化対策の関係なのですけれども、これは水田の方ということで先ほどちょっと私の方で申し上げましたけれども、その6戸62ヘクタールの部分は、今その地域の中で調整をしていると。何とかいい方向に持っていくということなのですけれども、その農地流動化対策の助成というのですか、買い手と売る方の、あれはいつごろまでに、予算があるのかどうか、予算はあると思うのですけれども、いつごろまでに申請含めて、ちょっと聞かれているものですから、その辺はどうなのでしょう。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） もうちょっと詳しく



く聞かせていただけたらと思うのですが。質問の要点はわかるのですが、どういうことを指しているのかちょっと特定できないものですから。

○10番（植松正一議員） 産地づくりの交付金の関係なのです、これは。ですから、買う方が2万円だと思っています、そして売るのが4,000円かな、その辺の助成率というのですか、そういう対処をするということで、それでこの金額はどっちみちそういう形になれば、やはり交付金ですから、いろいろな手続などもあると思いますけれども、その辺の予算枠あるのかどうなのか。また、これことしで切れるものですから、ですから来年度以降またその部分がついてくるのか。これは、やっぱり品目横断含めて経営安定対策になってくれば、そういうのが当然出てくると思いますので、その辺をお伺いしているのです。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼をいたしました。産地づくりのお尋ねでございまして、御案内のとおり2万円あるいは4,000円というようなことでの前期の産地づくりの対策につきましては手当てをさせていただいております。どなたかのお尋ねにもあったかと思うのですが、今度新たな産地づくりが19年度からスタートすることになりますものですから、そんなことも含めてそれらの取り扱いについても今後また検討させていただいて、できるだけ近いうちに方向性を示していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） それでは、市長さんにこの問題でお願いをしたいと思います。先ほど申し上げましたけれども、農水省では17年10月27日に食料・農業・農村基本計画の具体化に向けた経営所得安定対策の大綱が決定されたということですから、これはもうやらざるを得ない。その後急展開しつつも地域では麦の作付なども、きのう木戸口議員のときにもお話ししていました

けれども、麦の関係も含めて加入申請兼補正届け出というのですか、その関係も何か一部もう受け付けしているというような状態、それはそれなりにいいのですけれども、あと農業者の方々の先ほど申しましたように内容というのは、若い人も内容は本当に大変な状況も含めて、大変だ、大変だだけなのです。そしてあと、先ほども言ったように若い人も農地を求めて、あと借金でどうなるのだと、また基盤整備も始まったら、基盤の方もまたかかるのだと。そうしたら、破産もするだろうし、今度何十年後かにはまた農家もせっかく購入した土地も手放さなければならぬというような状況も踏まえて、今後のことを考えると不安ではないと。そういう中で、本対策の説明責任を考えるとどうなのかと、その辺も踏まえて今後道、JA、それから行政も携わった中でやっていくと思うのですけれども、その辺の、本当に大転換でございまして、市長の考え方があればお願いを申し上げたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 日本の農政の大きな転換期に今あるというふうに認識をしております。今まで農産物の価格は、その農産物個々に一定の国が補償基準を決める中での生産者に対する所得補てんという形が働いていたかと思っております。しかし、今回の品目横断の経営安定対策というのは、一定の作目を食料自給率も含めてということであろうと思いますが、通しての面的な補償ということでありまして、これには一定の条件をつけているわけでございます。一つには規模的な問題と。さらには、生産所得、農業者の専業化、兼業化ということの線引きもあるのかもしれない。一定の農業所得をガイドラインとして示して、その上で担い手の認定をすると、こういうことありますから、面積要件ですとか所得要件だとか、そういう面でどうしても担い手に認定を受けられない農業者がただいままでの質問の中でもありましたけれども、名寄市においては30%強の農業

者、あるいは面積でいうと20%強の面積がそうした該当を受けられないと、こういうような状況下にあるということでもあります。しかし、この個人でクリアできない方についても営農共同というような法人化を目指した取り組みという施策があるわけですが、こちらの方もまたハードルが高いと。非常に厳しい状況にあると。私ども農業者の皆さん方が集まっての説明会等も開いておりますが、細目がなかなか、現在19年度から走るということですから、少なくとも今の段階で詳細のはっきりわかる説明ということがなければ農業者の皆さんにも御理解いただけないということではあるわけですが、残念ながら国はこの時期に及んでもまだ明確なものが出ていないのが実態であります。これは、一つには、私は国の今の政策の絡みで予算が連動しているものについての情報開示というのが弱いなというふうに見ております。そういう意味では、19年度本当に農業者の皆さんがしっかりと理解をいただくように、これから限られた時間でありませけれども、説明責任、そういったものを関係者の協力のもとにしっかりと進めていきたいと、こんなふう考えておりますし、また農地の流動化で、経済部長からも答弁をしてもらっておりますけれども、産地づくり交付金につきましてはそれぞれの市町村が関係者の皆さんと集まって協議会をつくって決めてきていた経過があります。18年までは旧風連町、旧名寄市の産地づくりの交付金をそれぞれ運用しているという経過があるわけですが、19年度についてはきのうの議員の質問にもありましたけれども、できるだけ協議をする中で一体的な産地づくり交付金という仕組みをつくっていかねば、同じ自治体の中で農業者の均衡がとれないという問題が出るのではないかと、こんなふう思っております。それだけにこの産地づくり交付金、この水田農業の関連ではいつまでこの制度が続くのかという見通しもなかなか持てないわけですが、しかし諸外国との生産条件を今の農政の

中で埋める最大の知恵として出てきた品目横断的経営安定対策については、しっかりと制度を利用して、農業者がこの地域で永続的な経営ができるようにと、このことを私どもも心がけていきたいと、こんなふう思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） その辺もしっかりと詰めて、後で本当に方向がおかしな方にならないように国等含めてやっていただきたいと思っております。

それから、二つ目の農業振興の関係について移らせていただきたいと思っております。これに関しては、私の方も山林関係今までやっていた関係もございまして、農地所有者なのですけれども、もう20年以上5軒の方が、1人は苫小牧の方行っていますけれども、農業委員会等含めて調整、また農振もひっかかっているものですから、その辺の調整もしていると、そういうような関係もございまして、今また大農具、また鳥獣などの被害に遭いながら、そのままほったらかしていると、そういうような土地があるわけございまして、これも先ほどプロジェクトチームをつくって云々ということでございしますので、これも早急にさせていただきたいのですけれども、所有者の方から見ればもうだれも担い手も一人もこういうところは来ないから、私どもでおりたのだということですから、植林も希望している方も、この5軒の方皆そういう構想のもとでございしますので、そのうちに農業委員会通じてまた農地の見直し等などで行くと思っておりますので、その辺もお聞きしながら、やはり放棄をされるような土地をつくらない、そういうような政策の中でよろしくお願いを申し上げたいと思っております。これは答弁は要りません。

次に、地産地消の関係でございませけれども、ただいまの答弁の中で直売所の開設、農産加工の取り組みですとか産業まつりや農産物の加工展示即売会、これなどは前からずっと引き続いてきているわけございまして、一定の効果は上げていると私も認識はしております。しかしながら、こ

れから生き延びるためにも、私の考え方ではございますけれども、食料の自給率の向上に向けて、いわゆる国の予算を含めてということを取りざたされているわけですから、国の政策ではなくて、食料の自給率に向けてということで行政と農業者、いわゆるJA、それと食品事業者、また消費者協会等々、食にかかわる関係者等の役割の分担なども掲げまして、協議会的なものを立ち上げながら取り組んでいく考え方はあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 地産地消についてのお尋ねでございました。このことにつきましては、春の段階というふうに記憶しておりますけれども、道を挙げて、あるいは上川支庁を挙げて地産地消に取り組むというようなことで、それぞれの関係機関、団体等で上川支庁段階ではそういった協議会が設定されております。上川北部の部分でもそういった働きかけが上川支庁の方を通じてございました。これにつきましては、またそのうちそういった会合が持たれるというふうに聞いておりますものですから、私どもの名寄市としては上川支庁の方の協議会の構成メンバーにはなってございますが、さらに身近な地産地消というようなことなものですから、上川北部の部分の中でそういった組織を今後つくって、情報交換をしながら、地産地消をさらに高めていくというようなことになっていくのではないかとというふうに受けとめておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） この関係は、去年私もこれ一般質問させていただきました。それは、去年の段階で道の方まで来ていたのですけれども、こういうものというのは結構遅い部門だと思っておりますけれども、やっぱり行政、農協を含めて、今大型店舗や何かもいろいろ、徳田のショッピングセンターや何かもありますから、やはりその辺の

流れを早くしないと、担い手も、今若い人もだんだんふえてきている中でそれも早急な対応をしていただきたい。よろしいでしょうか。

それでは、時間もございますので、いよいよ道路にいきたいと思っておりますけれども、私はこの防じん対策含めて再三ちょっと質問させていただいているところでございまして、この私道の認定は前市長の段階のときになりまして、そして土地を提供しながら、それに対して一定のあれがあれば認定しますよということで、そして除雪含めて道路整備もみんな行われているわけなのです。ちょっとあれですけども、もう十五、六年ぐらいになっていると思うのですけれども、やはりこの中で特に農村に力入れていると言ったらあれかもしれませんけれども、特に農村の関係が多いわけです。そして、奥の方で農地、草地の整備だとかいろいろやられても、道路の改良はしていても舗装はなっていない。または、防じん対策もしていないということも結構あるわけでございます。そんなことで、この私道というのは、農村の形は、名寄だったらそれぞれの隣り合わせや何かで狭いところや何かはある程度何回かはグレーダーかショベルか何か入れてやっているとちょっと私の方でも聞いてはいるのですけれども、農家の方はやはりかなり点々として家を構えているものですから、隣近所の世話になりながら、道路整備、または除雪もしているということも現況も聞いていますけれども、内容は非常に明確でわかるのですけれども、ここにきてやはりこの私道の見直し、その現況に合った見直しをもう一度考えていただきたいと思っておりますし、また合併特例債ではないですけども、何とか特例措置、その事情を見て、これはもうあれだと、やっぱり年寄りも踏まえて、200メートルも上っていくぐだぐだの道を何とかしてあげなければならない、そういう緩和措置とやっぱり現況を的確に判断してしてくれないのかと、そういうような私も考え持っているのですけれども、それは考えどころではなくて

やってもらいたいのです。それをまずちょっとお願いをしたいと思っています。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 私道路の特に農業地域の私道路の市道認定をということのお尋ねでございますけれども、まことに申しわけございません。同じ回答になるわけでございますけれども、建築基準法に基づいて市道認定をさせていただいた。これは、平成7年8月から1年半の期間で市民の皆さんの要望をいただいてということでございますけれども、その建築基準法に基づいて認定をさせていただいたということですので、農業地域は都市計画区域内ではございませんので、本当に難しいというふうに考えております。しかし、今後も除排雪等のいろんな御要望いただいておりますので、できる範囲で要望を受けさせていただきまして、実現可能なことにつきましてはお聞きしたいと、そんなふうに考えておりますので、ぜひ認定については非常に難しいということの御理解をいただければと、そんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 認定でなくて、その辺のその近くの公共工事や何かやった場合にその砂利だとか土や何かを、近場のところであればそういうところに行ってちょっと、現況も私見てきていますので、その辺も配慮してくれということの意味で今質問させていただきました。

それから、舗装の関係でございますけれども、今総体で446.2キロに対して187の42.1%ということでございますけれども、これは新総合計画の策定これから進むのだろうと思うのですが、今の説明では初めから新総合の策定の中で舗装率を10%に上げることを目標に計画を云々というのでもこれちょっと何かおかしい感じがいたしますけれども、それはそれといたしまして、今187キロですから、これを単純に10%にしますと18キロですから、これが10年で割りま

すと2キロということなのです、単純にいけば。そうしたら、10年間で2キロの舗装ということになりますと、何か市民の皆さんが納得いくのかどうなのか。やっぱり高齢者含めて、また医療関係含めたり、いろいろ考えていくと何かペースが遅いのでないか。旧風連の比較から見て、もう少し計画の数値、これを考えられないのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、私4日の日に通告したのですけれども、そして9月9日に北都新聞の方で、今やられている市民会館の横の2カ所と今言っていましたけれども、アスファルトの合成材を使った舗装をしている。この間見させてもらっているのですけれども、あの形が私も前に一般質問したときには防じんにかわる何か対策はないのかと。一回やれば、防じんだったら3層までやらなければ穴になると、だけれどもそれだけあれやったら不経済だということで、今数値目標でしたらこのアスファルト合材の方が安いような話もされておりました。この絡みだと、やはりちょっとこのものをこれから冬の対策含めて実験とかと試験をやるということなのですけれども、この結果よければ普通の舗装を含めて、防じんもそうだと思うのですけれども、このアスファルト合材も併用してやるのかどうか、この辺の含みと、それと先ほど言いました総合計画策定の中で187キロの部分が10%上げたぐらいで目標にするというのではなくて、やはり策定前なのですから、その辺は皆さんの意向を、一般の人の皆さんの意向を聞きながら、それでせめて10年で2キロという話は、名寄の総体で42.1%の舗装率しかないわけですから、その辺も考えていただきたいと、その辺もう一度お願いをいたしまして、答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） まず、舗装率の10%上げることを目標についてでございますけれども、これは現在の財政の状況等から見まして

も非常に難しい数字というふうには思っております。しかし、私どもの方の数値の目標として10%の上昇、率を上げることにつきましてはぜひ努力をしていきたいと、そういう意味での数値の御説明ということでございます。御指摘のとおり総合計画策定前でのこういう数値の表明というのはいかがなものかということもございますけれども、ぜひ達成をしたい、少なくとも達成をしたい私どもの努力の数値ということでお聞き取りいただければと、そんなふうには思っております。なお、これを実現するためには相当の恒常的な、毎年ですけれども、事業費の措置と、それから1.3キロメートル以上の毎年度の舗装化が必要ということを考えているところでございます。

それから、風連地区の比較とのお話もございましたのですが、旧風連町は農業の町として積極的な農業基盤整備事業の導入をされております。その中で旧町道の整備もされてきたということもあつたと思えますし、また昭和45年に旧風連町は過疎指定を受けております。これは、過疎債を非常に効率よく活用されていると。これは、95%充当の元利償還金70%交付税措置と。少し逆割りしてみますと67%相当の補助効果ということでございますので、非常に効率のよい起債と。これら総体的に旧風連町は進められました結果として、名寄市との差がこうなったということだというふうには思っております。

なお、市道等の延長につきましては、名寄市は旧風連町の1.5倍ございます。そういう面では名寄市も鋭意努めてきたところですが、数値上にあらわれる割合が非常に少なくなっていると、そういう背景もあろうかというふうには思っております。

それから、防じん処理についてのアスファルト合材の使用についてでございますけれども、私どもは少しでも道路のストックとしての、将来に残るストックとしての道路整備はできないものかということでの検討の結果、アスファルト合材を再

利用しようということでございます。本年一定距離間をやらせていただきましたけれども、冬期間の凍上の状況等も踏まえまして、来年度以降もそう悪くはないと、そういう状況であれば、路線をしっかりと選定をして進めさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長、簡単に。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼申し上げます。先ほど答弁保留させていただきました女性農業経営者の数につきましては、5戸程度ということで受けとめさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

市政執行と法令、条例などの遵守についてを、宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 議長のお許しをいただきましたので、これより先通告いたしましたとおり市政執行と法令、条例等の遵守について質問をいたします。

私は、この18年3月から旧風連町、旧名寄市の合併に伴いまして市議会議員という大きな役割に立って、まだ半年も足らず、6カ月未満にいろんなことがこの議会等で論議をされております。ここで登壇してこれから質問することは、私にとっては大変重苦しく、つらく、残念な質問をすることになると思います。決して過去形の話をしたものではなく、また掘り起こしするものではございませんけれども、ぜひお聞きをいただきたい。

まず、1点目には、この2月28日だと思われました。旧風連町議会議員と旧名寄市議会議員の皆さんが顔合わせをしたのが風連の町でありました。新市の憲法とも言われる条例だとか規則だとか等々を渡されました。非常に残念なことなのですが、その後議員あたりが、プロがやっている仕事に議員がいろいろ質問しますと、二十数件に

も及ぶ訂正が出るという、議会に対する対応について非常にまずかったのではなかったかと思いません。特にその中で資料の2の1という一つの資料がこの条例と一緒にあったわけです。この例規集の作成をするには、漢字の使い方、送り仮名、内閣告示及び株式会社のぎょうせいの法制担当者の指導を受けているとまできちんと書いてあるわけです。条例だとか規則には、住民のために空白を持たさないために鋭意やったということもここに書いています。また、引用する上位の法等については1月段階でチェックとなっている。いろいろここにあたかも私たちに条例を渡すときには、あなたたちはチェックしなくていいのだよ、プロがちゃんとやって、きちんとできているのだからと言わんばかりな資料まで、活字までいただきまして、ところが議会議員、いつの間にか役場の職員になったのかわからないのですけれども、校正係に転じますと二十数件、特にその中の訂正箇所というのは、訂正箇所の理由はあくまでも欠落だとか誤記だとか、非常に単純なことがどんどん出ている現状下がありました。非常に私は残念なことだと思っております。

2点目なのですけれども、これも6月の議会には、地方自治法162条、助役さんの選任につきましても議会の同意を得ず新聞発表になるとか、すべて議会は要らないのだ、執行者が言うものは追認しろというような話がここで出てきています。これも大きな市議会議員になると違うのかなという誤解すら感じました。

第3点目は、3月28日までに施行すべき条例が6月に提案をされるということもありました。単なる失念でした。言葉はいいのですけれども、忘れていたということになるかと思えます。こんなことが私たち議員の前で堂々と論議ができる話になるのかです。

第4点目です。6月の定例議会ですけれども、過疎債についてはスキー場のジャンプ台についてはそこその理由があつてということで、暗にや

み起債の説明が堂々に行われるという現状下で、聞くにも及ばず、私も端の方ですけれども、すぐドアもとに行きたくなるような現状下があったのは事実です。

このことまで話しする必要は私ないなと思うのですけれども、法律を遵守するというのが市役所の方々の考えです。これは、たまたま風連と名寄が結婚して、誕生日を迎えたハッピーバースデーの日です。そのときにプレゼントにおもちがありました。たまたま私にだけ選んだのかどうなのかわかりませんが、中は空洞ある。そして、色粉も後からまぜたような形になっている。これもたまたまあったのかと。多くの方に聞きますと、かたいから投げてしまったとか、そんな話がある。そのことは、加工業者の人が一生懸命やっても手落ちはあったと思うから、私は責める気はないのです。ここで一番責めたいところは、このもちを、私たち北海道いろんなところから来賓としておいでもいただきました。そして、昨日の論議にも、そのときの論議にも必ず日本一のモチの里だと。言わせてみればワールドナンバーワン、世界一のモチどころがたまたま穴があいたりしてもこれも仕方ないかといえば仕方ないかもしれません。しかし、私はこの中で異常なことを見つけたのは、この箱の裏にも表にも横にもどこにもいわゆる食品衛生法等で言われる表示法に基づいたものがない。これは、ジュース飲んでも何飲んでも必ず表示法という法律のもとで、それに基づいて賞味期限だとか製造者だとか保管方法だとかというものがすべて書かれたものが今表示法で条件になっているわけです。それが殊さら日本一の、世界一のモチどころでそういうものは無視されて、多分後から料金をもちの人に払った方がいいと思うのですけれども、これが市の担当者がそれにも気づかずやるということについては甚だ私は、農家の人たちが歴史をもってこのモチの米をつくったわけです。食べ物のいわゆる信用を落とすということは非常にまずいことです。農家の人が額に

汗して、手に血のにじむ思いをしてモチ米の里をつくったのがこんな形でつぶされるということは非常に残念です。もう少し私たちは身近な法律というものをみずからもって守らなければならない、そんな感じがしました。

だらだら話ししますけれども、もう一点、これが最後の決め手になるわけですが、たまたま9月1日に議会が終わりまして疲れて帰りました。帰りますと、こういうピンクの紙が来ていました。国民健康保険からのお知らせということです。驚いてしまいました。普通は議会で審議をする、これは9月1日に議決を得たものです。それが帰りましたら、6時にはお知らせになっているのです。たまたま町内会の人に聞きましたら、二、三日前に来たよということなのです。既にそのときは、多分9月1日10時から開会になりまして、市長さんの行政報告からいろいろありまして、たしか10時45分に終わったと私はメモしています。その後いろんなことがあって、この健康保険に関する条例は多分11時15分か20分に議決したものが午後6時にはうちのポストに入っているということです。必ず市長さんは、ここに上がって最後に御審議願いますと言うはずですが、いろんな条例を提案するとき、ところが、御審議する前にやっているという。大したことない議員だから、追認していれば、そういうような行動であるということについて私は、非常に私たちが軽視するというよりも同時に住民に対して条例だとかそういうものについて軽視をしている。議会議員の皆さんここにお並びの方は、住民の方々から貴重な1票をもらってきているわけですが、私たちが無視するということは住民を無視したことにほかならないわけです。このことについて御答弁もらう必要はございません。もう事実あったことですから。

それで、私は壇上での御質問は、このようなことがぼろぼろ出ていて、市民に対してどうやって説明をするのかということ、特に行政執行方針の

中に大きな柱を2本市長さんは立てられました。まちづくりの原点は市民の一体感であるが1点、もう一点目は主役は市民である。市民と行政のパートナーシップによる協働だと、ともに働きたい。非常にフィーリングのいい言葉があって、住民が主役の参画協働まちづくり、これを銘打ったわけです。しかし、いまだかつてその条例たるものは私たちの手元どころか住民の方々は見ることができません。担当者に聞きますと、それはインターネットに載っていますよと。それが本当の住民に対する公開されたものなのでしょうか。ぜひこのことを質問いたしますので、お答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま宮田議員の方から市政執行と法令、条例等の遵守についてそれぞれ各般にわたって御質問いただきましたので、御答弁をさせていただきます。

市政執行に当たりましては、市民が主役のまちづくりを市民と行政の協働で進めていくという基本姿勢のもとに市政執行に当たっております。その基本となるものとして、条例等の法令を遵守した行政運営でなければならないと考えているところであります。したがって、行政運営の実務を担う職員におきましては、地方公務員法第30条にありますように、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことが根本であり、その意味からも常日ごろ法令遵守による職務の執行に努めているところでございます。

御指摘のありました地方公務員として、地方自治法及び地方公務員法並びに関係条例規則等に関する考え方につきましては、私ども宮田議員のただいまおっしゃった内容のとおりと理解をしております。改めまして法令遵守の徹底を期してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただ

きたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 前段でお話ししましたように、私の考えを聞いてぜひとも市長にお答えをいただきたいことがあるのは、まず執行機関の義務ということ、これは市長の義務と読みかえてもいいと思うのですけれども、これはいわゆる議会の議決に基づいて事務だとか法令規則、その他の規制に基づく地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行すると、こういうことになって、条例については議会も出せませんし、執行側が住民の意向や何かで出したと。そして、96条では議会はそのことを議決する。この議決するというのは、単なる決め事を決めるというのではなくて、議会の権限なのです。ですから、条例だとかそういうものについては、何ぼ偉くても市長が決めることはできなくて、議会が決めるということになります。当然議会が決まれますと、先ほどの赤紙でないですけれども、3日以内に議長はそのことを決まったよと市長に連絡をするわけです。市長は、20日以内にいわゆる告示行為をしなければならない。これは、地方自治法でも定められているわけです。そういう形の経過を終わった後、この条例というものがだれが一番使うのかということ。これは、市の職員の方も議会も使うわけですが、一番使うのは私は市民だと思う。条例が公布されたその時点から、この条例というのは市民が要望したり、市民の代表者が決めたということになれば、それは市民のものだという理解を私はしております。そういう考えでよろしいですか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治に大変造詣の深い宮田議員からいろいろと御質問をいただいております。私もお話を伺いながら、改めて執行者と議会の関係、あるいは法律と条例の関係等を考えておりました。今自治法の中では、いろいろ

な具体的な自治体が運営をする住民サービス等について法律で規定をし、さらにその規定の運用では自治体が固有の権限を持って条例をします。それは、上位法に違反をしない、そういうことが原則であろうと、こんなふうに思っています。しかし、自治体においてはその自治体のもちろん独自性というのがあるわけですから、運用の面ではいろんな格差が出てくると。今回国民健康保険法にかかわる条例の改正については、上位法である法律改正を具現化するものと、こういうことでありまして、担当者は恐らくこの条例改正、法律の改正を市民の皆さんに少しでも早く理解をしていただこうと、こういうことを含めて9月の広報の配布時に周知を図ったものと、こんなふうに受けとめておりますが、実際に議決の前からそういう作業を進めていて、手順としては御指摘のとおりであったらうと、こんなふうに思っております。これからそうしたことは慎重に対応していかねばならぬなど、こんなふうに思っているところでございます。

なお、自治法の96条では議会が議決をするという列挙してございますが、私どもも運用の中では議会の条例の中で専決という範囲もまたいただいているわけでございます。このことについては御案内のように長の権限において執行して、そのことを後刻議会に報告をすると、そして承認をいただくと、こういう流れもあるわけでございます。これからの行政の運営については、しっかりとしたそうした宮田議員の御意見等も押さえながら執行に当たっていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 重い話をするわけではないのですけれども、専決処分では市長はできるという話を今されたのですけれども、それは水害だとか災害だとか事故があつて、議会が緊急にできない場合については専決処分というぐあいに私は承知おいているのですけれども、そのことはいいの



ですけれども、もし訂正するなら訂正された方がいいかと思えます。

次に、私は地方公務員法でお話をしたいのは、いわゆる32条には法令を遵守しなさいよと。33条には信用を失墜したらだめだよと。仕事の中で信用を失墜するようなことがあると、市職員全体もそうでしょうし、名寄市全体の信用にかかわるようなことはしてはいけないよというのがこの33条だと思います。さっきのもちのような場合についても非常に信用を失墜する行為でないかなと私は思いますが、これもそちらの方でいろいろ判断されるはずですよ。35条では職務の専念義務ということで、これは何を言っているかという、職員の方は勤務時間職務上注意力のすべてをその職務の遂行に当てると、こうなっているわけです。基本的には間違っただけではないということですよ。全注意力を払ってやるわけですから、何ぼ注意力を払っても間違えることはあります。そのことは私は理解するのですが、たまたま今回学校給食の話で、8月11日に私どもの会派がぜひ学校給食の勉強をしたいということで18年度の名寄市学校給食定期総会の議案をもらいました。最後の方に学校給食の会則というのがあって、それですって見ていきましたら、第14条に本会計の経理の取り扱いについて定めているものがありました。そこには恐ろしくも名寄市財務規則を準用すると書いてある。よくよく調べましたら、財務規則はなく、会計規則はあるのです。このような幽霊の規則を使うというようなこと、これが既に会則や何かで堂々とうたわれて、一般の人方の目にも触れている。もう少し議会だとか、当然このときは議会議員の勉強会といえども議員に示す資料ぐらいは少なくとも会則ぐらい読んでもらわないと、かなりそのとき私も大きな声を出したのは事実でございませぬ。非常に何か議会というのを軽視をしている、ばかにしているというようなことに私はとり、頭の中ではそう考えているのですが、これはこういうことでは

大丈夫なのですか。このままこういう規則だとか、こういうものが使われていくという、いわゆるスタンスの問題なのです。改めるものであればすぐ改めるとか、そういう行為をとらないで、この議会終われば、また宮田も言わないだろうと思うかもしれませんが、私はこの辺はしつこいのです。こういう誤りあったものを即直す、幽霊の規則や何かを使っているということ自体非常に私は当局に対して不信感を抱いているのです。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 教育委員会の関係であったものですから、ちょっと手を挙げるの遅くなりましたけれども、先ほど来から宮田議員の方から法令遵守ということを言われておまして、言われるまでもなくそのことは当然のこととして、遵守するのは公務員として当たり前のことです。しかし、公務員といえども聖人君子ではありませんので、間違いもありますし、錯覚等もあるというふうに認識はしているところでありますので、そのときには、過ちがあったときには早く改めるということが一番大事でありまして、そのことを素直に認めるといいでしょうか、過ちを直すということもこれは公務員としてしっかりとやらなければならない部分というふうに認識しておりますし、先ほど来地方公務員法の部分での32条、33条、35条と最も公務員としての義務を課せられる部分の条文でありますけれども、これらについては他市の例をちょっと私も調べてみましたところ、一般的には公務員になったときに初任者研修という形で研修をいたしますし、法の中には宣誓の義務というのも一つ入っておりますから、そこに宣誓をしている状況もあると思えます。最近の例では、公務員法に基づく規準といえますか、規則の規に準ずるということで、本当に基本的なことをそれぞれ自治体の中で設けているところもありますので、一番大事なのは研修という形になりますけれども、なかなか研修も一定

期間の中で初任者研修なり、中級者研修、上級者研修、専門職研修といろいろありますけれども、一番大事なのは職場における日常の中でのそういう研修をしっかりやると。管理職がしっかりしなければならぬ、このように宮田議員の質問を聞いておりまして感じているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 既に前回の6月の議会も含めまして、今回の議会も学校給食ということの問題が非常に出ております。特に名寄地区の学校給食では大変大きな金額が残っている、または未収が多いということは同僚議員から既に何回も質問されております。これは、私もいろんな形でこのことについて勉強させてもらいましたけれども、どうしても解せないということはいわゆる2,600万円の基金が残っている。基金と言ったらいいのですか、前回の議会では積立金と言ってみたり、繰越金と言ってみたり、いろいろあるわけです。そこで、私は今回御答弁は教育長さんから遠慮してもらいました。というのは、9月1日の私の質問のときに、この残余金についてはどうするのかという質問に対して答えた言葉は、何か学校の給食の備品でも買おうかというような答弁であったように私は理解しています。あたかも自分の方のお金の中でやるということは、議会の前で歴然として言われたわけです。そういう形の中で、なかなかこの話が進んでいかない。最終的には三千数百万円というお金というのは、逆に言えば残高で残っているわけです。どうしてもきょうは市長にお伺いしたいのは、もう市長も十分このことはお聞きになっているわけですし、このまま市長が黙ってこれを見過ごすというのは、早く言えば選任をした一つの責務と不作為行為、知っていてそのままにしておくということには私はならないと思う。このお金については、余分に払っているわけですので、ぜひ保護者の方々にお返しするという方法は指導できないものですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 野々村勝議員。

○25番（野々村 勝議員） 今宮田議員の質問の中で、この通告にない議論をしていると思いますので、議長は精査してください。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時03分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

野々村議員より議事進行がありました件につきましては、宮田議員の質問が通告の範囲内でございますので、双方とも了解いたしましたので、再開いたします。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 給食会計の繰越金の取り扱いについてお尋ねがございました。私は、給食費の父母の負担、父兄の負担というものは、そのときの食材の予測をした年度間の推計のもとに給食費を決めて負担をしていただいていると、このように考えておりまして、結果的に従事する職員の努力も含めて決算上剰余金が残ってきたと、こんなふうには押さえております。これは、努力もありましたし、またここ何年間かデフレ傾向と申しましょうか、一般の食材等の価格の変動が余りなかったことによるものだと、こんなふうには思っております。これらの残余金の取り扱いについては、教育長からも答弁をいただいておりますけれども、給食会の機関の中でしっかりと相談をして決めていただければと、こんなふうには思っているところでございます。

また、給食会の、私は見ておりませんが、決算書等の中で会計処理については名寄市の財務規則適用と、こういう表示があったということでもあります。名寄市は、平成17年3月まで財務規則ということで市の会計の取り扱い等については規定をしておりました。その後コンピューターによる会計処理ということが出てまいりまして、財

務規則の改正をしないと対応できないと、こういうことがあります。平成17年4月に財務規則から会計規則というふうに名称を変えて運用しているものでございまして、御理解をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 1点ちょっとわからないことがあるのは、一般常識的に考えても非常に引当金というのですか、これが1億数百万円の売上げに対して25%程度の多いものを引当金にしている。私もこれをずっと見ていましたら、どうしても実際かかったものから最終的に食材や何かで引くと昨年度も260万円ぐらい決算上で黒字というわけにはいかないのですけれども、私も学校給食いろいろ勉強させてもらいましたけれども、よその場合であれば12月ぐらいに仮決算をして、そして2月、3月ぐらいに料金を父母の方に下げるとか、または多少の金額であればひな祭りに何かおいしいもの出そうとかということまでコントロールがきいていますけれども、こういう形の中で私が今最後に申し上げたいのは、少なくとも残余金というのですか、いわゆるこの引当金というのはどうも単式簿記には似合わない言葉なのですけれども、こういうものをこうやって置いておくということは、地方公務員の方が一生懸命仕事するわけです。非常に不明瞭な金というのですか、非常に恐ろしい。たまたま後ろの方では会計規則に準用しているということであるならば、ではこれは少し4月、5月お金足らぬから、それ使うよとかという、そんなこともどんどん出てくることですから、ぜひ私はこういう剰金については市長の方から教育委員会、またはその会の方に強い指導力をもって、そこで勤めている人間も不安にならないように、そしてひいては多分過剰に出したお父さんやお母さんのためにもお返しをしてあげる。これは、今まで経理事務していれば、その年度の黒字分で返せる、それが本当は公務員の姿でないか。もしあったことは、今まであった

ことはこれは仕方ない。しかし、そこでこういう、私たちもこれ全然わからなかったわけです。たまたま学校給食の問題で勉強していると、こういう問題が出てきた。これは、一番この金の原資というのはだれが出したかということ、お父さんだとかお母さんだとか、そういう方が出してたまったものですから、そういうような強力な指導は市長としてはできるかできないかお尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 給食会計については、目的がはっきりしているわけでありますから、物価の変動等が比較的なくて、幸いにしてという年間200万円、あるいは250万円だったかもしれませんが、剰余金が出たということでありまして、私も会計的な専門の知識は持っておりませんが、これは引当金というよりは毎年度の決算剰余金だというふうに認識をしております。それが年度初めに会費の収入があるまで運用として、多分会計の中での運用をしているのだというふうに認識をしております。会計上は明確になっていると思っております。これらにつきましては、ぜひ今回の議会の中でも熱心な議論をいただいているわけですから、年間の予算の推計の立て方でまた足りないときに追加をいただくということも発生するかもしれません。それだけに若干の目幅というものを予算上見ているのかもしれませんが、適切な運用をしていただくように私からもよく要請させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 答弁に対してまたこちらから逆に質問する形になるのですけれども、少なくともそういう物価が上がった、下がった、そういうために以前のお父さんやお母さんが積み立てたものを使うというのが本当に学校給食法で正しいのかという問題です。その年度、年度、単年度で整理をしていくというのが学校給食法の基本理念だと私は思っているのです。そのためにどこかに預貯金をためておくとかためておかぬとか。

逆に言えば、単純に言えば学校給食法に基づいてこの運営はされていると思うのですけれども、これだけ大幅になってきますと、利益が出たということで国税はもとより地方税の問題もなってきて、そこで働く公務員の人困るような立場にならなければいいのですけれども、後ほどそういう話が出てきて困るような場合にならなければいいのですけれども、そのことも私は心配して、今回公務員の立場を守っていく、そのためにきちんとした姿のものに改めた方がいいのではないかと私の意見に対してもう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 発言の中に利益が出たという表現がありましたけれども、私は利益が出たとは思っていません。実費徴収金で残が出たと、こういうことでありまして、そういう意味では次年度の会計の中で徴収する単価を下げるだとか、そういう調整というのが考えられるのではないかと。たまたま今回は何年間か累積をしているということでもありますから、その扱いについては給食会の中で慎重に議論をしていただければと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） なかなか食い違いが出てくるのですけれども、最後にぜひお願いしたいのは、少なくとも1億円程度のところに売り上げが2億5,000万円というような、いわゆる準備金というのですか、繰越金というのですか、そういうものを蓄えているということは決して地方自治法においても、また学校給食法においても正しいとは私は思われません。今後事故もなく終わればいい、そしてまた単価の改定や何かも指導するような示唆がありましたから、私はあくまでも住民のために大きなお金はその辺に置いておかないで、きちんと住民に返すものだというのは私の信念でございます。これは、行き違いも全然水と油みたいなものですから、これ以上いたしません

けれども、職員が働いている環境をきちんとするというのもトップの仕事だと私は思っていますので、これは答弁は結構です。そういう考え方で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で宮田久議員の質問を終わります。

次に、交流人口拡大の考え方について外2件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、交流人口拡大の考え方から伺います。理想は定住人口がふえれば非常によいことでもありますし、御案内のように全国的に団塊の世代の方たちが多く退職しますので、当名寄市に定住していただければ言うことありませんが、プランですとか誘致に非常に長い時間が必要でありますので、他のまちにおくれることのないような計画を早急に作成することをまず要望しておきます。

そこで、今回は1点目に現在と今後の交流人口拡大についての施策や考えについて具体的にお答えいただきたいと思えます。

2点目に、交流人口拡大によって考えられる地域の活性化については、どのようなものでしょうか。これも簡潔にお答えください。

3点目に、交流人口拡大のためには魅力ある公共施設の利用促進などもあると思いますが、期待している経済効果はどのようなものでしょうか。これも具体的にお答えください。

次に、今年度の教育行政の実施状況について伺います。今回は、教育長に伺いますが、名寄市に適した小中学校の教育環境はどのようなものでしょうか。先月31日に第1回名寄市小中学校適正配置等検討委員会が開かれたと新聞報道で紹介されていました。そのとき教育長は、少子化が進み、教育環境も変化している、どういう教育環境が名寄の子供たちに正しく、ふさわしいか考えていかなければならない、新しい校区や選択制も加える

ことができるかなど提言いただきたいとあいさつと書かれていましたが、名寄市教育委員会としての基本的な教育環境構想があると思いますが、お答えください。

次に、教育行政執行方針でも6点ほど引き続き取り組む課題をおっしゃっていましたが、その中の3点について伺います。一つ目に、特別支援教育導入への準備はどの程度進んでいるのでしょうか。二つ目に、児童生徒の安全確保についてはどのような対策を講じられてきたのでしょうか。三つ目に、名寄市立大学並びに短大とのさまざまな教育活動における連携に対しては具体的に進んでいるのでしょうか。

次に、課題6点の中にもありましたが、高校再編についての教育委員会としての考え方について伺います。職業学科高校を統合し、二つの校舎を一つの学校として活用するキャンパス型高校を道教委に提案し、高校教育推進検討会議の答申にも反映されて、大きな前進であると私も思います。しかし、合併に伴い市内の高校は4校となりましたし、教育行政執行方針でも述べられておりましたが、道教委では1学年3学級以下は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を提示しているとおっしゃいました。そうすると、市内4校のうち3校が再編整備の対象であります。名寄市教育委員会としてのしっかりとした考えや方針を持っていないと、道教委から言われるままになってしまうと思います。そこで、伺いますが、高校再編についての具体的な考えをお知らせいただきたいと思います。

次に、名寄市立総合病院について伺います。市長の行政報告でも述べられておりましたが、上四半期の運営状況については予定患者数金額を上回っているようですが、パーセントで言われておりましたので、実際の数字でお示しいただくことと今年度の経営状況はどのような推移や予想でしょうか。今月末で今年度の上期が終了しますが、予想数値がわかればお答えいただきたいと思います。

2年前から言っておりますが、敷地内全面禁煙は西側の夜間緊急入り口付近の景観が問題でありますし、対策を講じるべきであると考えます。今現在改善策をお考えなのかをお知らせください。

名寄市立総合病院は、北北海道の3次医療圏の地方センター病院という役割と使命を持っています。そこで、伺いますが、名寄市立総合病院としてのビジョンや将来展望についてはどのようなもののでしょうか。具体的にお答えください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の2、今年度の教育行政の実施状況についてお答え申し上げ、次いで大項目1については総務部長、大項目3については市立病院事務部長がお答えいたします。

まず初めに、（1）、名寄市に適した教育環境の考えはどのようなものかについてお答えを申し上げます。名寄市では、御案内のとおり少子化や地域全体の人口減などの影響により児童生徒数が減少するとともに、学校間や学年間の児童数、学級数などにアンバランスが生じております。また、将来的にも地域人口や児童生徒数の減少が予測される中で、現在の小中学校の配置体制がこのまま推移すればアンバランスがさらに拡大し、望ましい教育効果が得られない事態が生じることも懸念されます。児童生徒の良好な教育環境を確保するためには、適正規模で運営される学校が地域にバランスよく配置されていることが望ましいと考えており、本市における小中学校の適正規模、適正配置等のあり方についてその基本的な考え方を検討し、提言をいただくために、学識経験者、学校教育関係者、一般市民13名による名寄市小中学校適正配置等検討委員会を設置し、去る8月31日に第1回検討委員会を開催したところであります。教育委員会といたしましては、この検討委員会の提言を受けた上で、その趣旨及び基本的な考え方を踏まえて教育委員会としての基本的な方針

を定めていきたいと、このように考えております。

次に、(2)、教育委員会で抱えている現在の課題についてお尋ねがございました。初めに、特別支援教育につきましては、平成19年度よりの導入を目指し、その準備を進めてきているところでございます。各学校におきましては、校内委員会を設置し、コーディネーターを指名するとともに、コーディネーター連絡会議を開催するなど、各学校が共通認識のもとに取り組める体制を整えてまいりました。現在各学校における実態調査を行っており、その結果を待って10月には専門家チームを設置し、対象児童生徒の障害の判断や支援のあり方等を検討してまいります。ただいまは、その専門家チームの人選等につきまして準備を進めております。さらに、特別支援教育のスムーズな移行を図るためには教職員の理解が重要となることから、各学校においては校内で事例交流等を含め、研修が行われてきているところであります。例えば名寄南小学校では、8月24日に上川研修センターの出前講座による特別支援教育に関する校内体制及び個別の支援プロセスと題しまして、他校の教員も含めて外部講師による研修を行っております。また、教育委員会としましては、7月12日に各学校のコーディネーター及び管理職を対象として、上川教育局及び名寄市立大学との連携を図りながら講習会を開催いたしました。10月9日にはNPO法人ことばを育てる親の会北海道協議会等との連携のもとに、名寄市において保護者や一般市民を対象に公開講座を予定しておりますが、特別支援教育の先進地域として広く一般の方々に新しい制度の理解を図っていただくよう、上川管内北部8町村に御案内すべくその準備をしているところであります。今後とも各関係機関と連携を図りながら、19年度からの導入に向けてスムーズな移行に努めてまいります。

次に、児童生徒の安全確保について申し上げます。この4月にはロタウイルスなど感染性胃腸炎が連続して集団発生いたしました。これを教訓に

しまして、去る6月26日には名寄保健所など関係機関と連携し、学校はもとより幼稚園、保育所などの管理職を含めた教員等を対象に感染性胃腸炎予防講習会を開催するなど、その未然防止と発生時の適切な対応について学習を深めたところであります。学校環境衛生検査につきましては、名寄市学校薬剤師会に委託して、市内全小中学校において黒板、飲料水の管理、建物のドア、ガラス、グラウンド状況などの安全対策検査、教室の空気検査や照度検査などを順次実施し、適切な措置を講じております。8月には北海道薬剤師会公衆衛生センターに委託し、シックスクールに関する検査を実施いたしました。まだ中間報告の段階ではありますが、一部の学校におきましてホルムアルデヒドが基準値を上回る教室があったことが判明し、直ちに使用禁止といたしましたが、名寄市学校薬剤師会の協力を得て早急に再検査の結果基準値を下回ったため、その使用を再開したところであります。今後とも学校における予防対策や衛生管理の徹底など、環境衛生の保持に努めてまいります。

また、近年全国各地で頻発しております不審者等に対する対策としては、各学校ではそれぞれの実態に応じた危機管理マニュアルや安全マップの充実を図るとともに、安全教育や避難訓練など、その指導に努めているところであります。名寄地区におきましては、地域町内会などと連携して市街地の五つの小学校区単位に安心会議を設置し、それぞれが特色ある活動を展開しておりますが、7月20日には小規模校や中学校の関係者もオブザーバーとして参加を求めると安全安心円卓会議を開催し、名寄警察署の講話やお互いの取り組みについての情報交換などを行いました。夏季休暇の前後にはそれぞれの安心会議が総会などを開催するとともに、近接する中学校の教職員やPTA関係者なども含めたパトロールボランティア養成講習なども実施しております。また、風連地区におきましても地域の実情に応じた取り組みが進

められておりますが、風連中央小学校ではこれまでの学校安全パトロールの取り組みを発展させ、PTAや町内会などの協力をいただきながら、安全安心見守り隊を今月中に、またほかの小学校においても近々中に発足させる運びとなっております。今年度に入り、いわゆる不審者情報などは名寄では激減しており、これら地域が一体となったさまざまな取り組みが一定の成果を上げているものと考えております。今後とも地域の子供は地域全体で守る、これを基本に、地域、学校、関係機関の連携をより一層強化し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに短期大学との連携についてお答え申し上げます。就学指導委員会や特別支援教育推進事業などにおきましては、それぞれ委員や講師などをお願いして専門的見地からの適切な指導、助言等をいただいているところであります。名寄東中学校では校舎が近接していることもあり、総合的な学習の時間などにおいて学生との交流を計画しております。学校給食センターでは、御案内のとおり、本年4月28日に名寄農業高校とともに食に関する高大官連携事業を締結し、生産から消費まで食育の幅広い推進を目的に広い視野からそれぞれの課題解決に向け協力、支援していく取り組みを進めております。そのほかにも去る8月に開催されましたへっちゃLAND 2006において13名の大学生、短期大学生がサブリーダーとして参加するなど、さまざまな社会教育活動において児童生徒と大学生、短期大学生との交流は一層深まっているものと、このように考えております。4大化がスタートして日が浅いこともあり、今後とも大学側との協議を進め、さまざまな教育分野における活動を推進してまいりたいと、このように考えております。

次に、(3)、高校再編についての考え方についてお答え申し上げます。旧名寄市教育委員会におきましては、中学校卒業生数の大幅な減少に伴い、市内高校の再編は避けて通れないとの認識の

もとに検討委員会を立ち上げ、高校のあり方を検討し、道教委に提言してまいりましたが、ただいまの渡辺議員のお話のとおり、道教委が策定しました新たな高校教育に関する指針にも名寄市の提言が盛り込まれるなど大きく前進したものと受けとめております。

さて、御案内のとおり、今回の合併により市内の高校は4校となりました。そのうち3校は1学年3学級以下であり、市内すべての高校の存続は非常に難しいものがあると認識しております。教育委員会といたしましては、高校進学率が98%を超えた現在、中学校卒業生が不安なく進学でき、子供たちの多様化したさまざまなニーズにこたえ、生き生きと教育活動のできる環境の整備、そしてそれを受け入れることのできる間口の確保が大切であると考えております。名寄には大学もあることから、高校と大学が協力、連携を深め、新たな魅力をつくることも全道全国規模からの入学者の確保につながるのではないかとというふうにも考えております。道教委の推計によりますと、3年後、平成21年の名寄市内の中学校卒業生数は234名となります。名寄市内だけで考えますと、40人学級で7間口があれば間に合う勘定となりますが、近隣市町村や他学区からの通学者を考慮すると8間口は必要かと考えております。平成20年度以降の高校配置のあり方を示す道教委の新たな高校教育に関する指針も策定され、今後高校の再編整備は進むと予想されますが、将来を担う子供たちが不安なく生き生きとした活動ができる教育環境の確保をこれからも道教委に発信してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大項目の1点目、交流人口の拡大の考え方についてお答えをさせていただきます。

小項目の1点目の今後の交流人口拡大についての施策や考えについてでございますけれども、名

寄市総合計画において交流人口拡大の一翼を担う施策として魅力ある観光振興を掲げ、ピヤシリヘルシーゾーンや道立広域公園サンピラーパークの施設整備充実を進め、合宿の里づくりに努めてまいりました。また、夏と冬の2大イベントや智恵文ひまわり畑、サンピラー現象など対外的にもNPO法人なよろ観光まちづくり協会と連携してPRを推進しております。また、姉妹都市、友好都市、国際交流事業もその役割に貢献しているものと思います。今後の交流人口拡大施策につきましては、新市建設計画に記載をされました交流活動の推進をベースとして、豊かな自然環境や産業資源、既存施設、市民の力等を活用した多様な分野における地域間交流活動の推進について新総合計画で具体化しなければならないと考えております。

次に、二つ目の交流人口拡大によって考えられる地域活性化についてでございます。交流人口拡大によって考えられる地域の活性化は大きく5点ほどあるのかなというふうに思っております。まず、1点目は、経済効果であります。これは、交流によります宿泊、輸送、観光などの収入増や雇用の創出、拡大などの経済的な効果であります。二つ目は、イメージアップ効果であります。交流拡大とそれに伴う情報発信により、地域の個性、魅力を外部にアピールし、地域のイメージアップができる効果であります。三つ目は、意識改革効果であります。このことは、外部、他地域との交流によりまして地域住民の意識を開放的、積極的に変えたり、視野の拡大、地域のよさの再認識、さらには連帯感の強化などをもたらす効果であります。四つ目は、人材育成ネットワーク効果であります。交流活動や交流事業の実施を通じまして、地域づくりの担い手が育成されるとともに、他地域との人的ネットワークが形成される効果であります。五つ目として、定住促進効果であります。交流の活発化に伴い、他地域からの訪問、滞在、地域住民との触れ合いが重なることにより他地域からの定住を促進できる、これらが地域活性化と

して考えられるものでございます。

次に、3点目の魅力ある公共施設の利用促進による期待、特に期待する経済効果についてお答えをさせていただきます。公共施設は、住民がそこで活発に活動し、地域づくりの核となることが望ましい姿であると考えております。そのため公共施設の事業については、住民参加で多くの議論をいただいた中で進めてきておりますし、今回の新総合計画の中にあっても同様であるとの認識に立っております。公共施設を利用していただくことが単に使用料収入によるものだけではなく、交流人口の拡大に大きくかかわるものと理解しております。名寄市におきましては、県民経済計算などに準じた計算方法で算出した総体的経済動向数値は持ち合わせておりませんが、公共施設の利用人数からおおむね概算の積算での経済効果は、スキー場、スポーツセンター、パークゴルフ場などの体育施設、文化センター、北国博物館、福祉センターなどの文化福祉施設、健康の森などの公共施設、合わせまして27施設で65万人の利用から推計いたしまして、おおよそ12億円と見込まれているところでございます。関連します経済効果についての期待は大きいものがありますが、それにも増して人と人が交わる交流の拡大に軸足を置いて対応してまいりたいと考えております。今後道立サンピラーパークの開園などにおいても期待できますし、合併を機会により可能性も広がり、望湖台自然公園などの合宿使用の拡大なども大いに考えられるところでございまして、体育協会とも連携しPRを行い、公共施設を利用した交流人口の拡大について一層推進してまいりますので、御支援をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の3、市立総合病院の今後についてお答えをさせていただきます。

1点目の現在の経営状況についてでございますが、



さきの行政報告では上四半期3カ月間の運営状況を報告したところでありますが、御質問に対しましては4月から7月までの4カ月間における患者数と稼働額の状況について御説明申し上げます。一般科の入院患者数ですが、累計が3万5,072人で、前年実績を3,310人、今年度の目標でも1,685人上回っています。また、精神科の入院患者数につきましては、累計で5,736人となりましたが、前年実績を5,236人、また本年度の目標を761人いずれも下回っています。この結果一般科と精神科を合わせた入院患者数は4万808人で、前年実績では1,926人下回っていますが、今年度の目標は924人上回る結果となっております。

なお、病床利用率では一般科が95.8%で、今年度の目標値を3.8ポイント上回り、精神科は28.5%となりまして、今年度の目標を4.2ポイント下回る状況になっています。

一方、外来患者数ですが、一般科が累計で7万2,958人と前年実績を3,372人、また今年度の目標も2,341人上回っています。また、精神科の外来患者数については、累計が6,748人で前年実績を564人、今年度の目標で565人いずれも下回っています。この結果一般科と精神科を合わせた外来患者数は7万9,706人で、前年実績を2,808人、今年度の目標を1,776人いずれも上回る結果となっております。

次に、稼働額につきましては、一般科と精神科を合計して御説明申し上げます。まず、入院による稼働額の累計は14億2,700万6,000円でありまして、前年実績を7,484万6,000円、また今年度の目標を521万1,000円いずれも上回っています。また、外来の稼働額につきましても累計が5億4,590万6,000円で、前年実績を4,722万7,000円、また今年度の目標を2,226万9,000円ほど上回っています。この結果、入院と外来を合わせた稼働額の累計は19億7,291万2,000円となりまして、前年実

績に比べて1億2,207万3,000円、また今年度の目標に比べましても2,748万円といずれも上回っている状況でございます。

また、予想数値をという御質問でございますが、前年実績に比べて4カ月間で約1億2,200万円増加しているということは、単純計算しますと年間ではその3倍、約3億6,600万円の増加ということになります。まだ4カ月間を過ぎたばかりで、推計の域を出ませんが、今後とも現在の数値で推移するよう努力してまいります。

続きまして、敷地内分煙の考えについてでございますが、平成15年度から施行されました受動喫煙防止法、各自治体で見られるポイ捨て禁止条例、ことし4月から施行された禁煙治療に対する保険の適用や7月からのたばこ税の引き上げ等、社会の動きが喫煙者にとりましては非常に厳しい状況になっているところであります。当院においても敷地内全面禁煙に取り組んで約2年半が経過しますが、御指摘のとおり、入院中の患者さんが屋外で喫煙されているのが見受けられます。確かに屋外での喫煙は好ましい景観とは言えませんが、何よりも病院としては患者さんの健康の増進を図ることを第一に考えての取り組みでありまして、必ずしもすぐに浸透しないと思っておりますが、長い目で見ていただきたく、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

3点目の市立病院の将来展望についてでございますが、現在の医師不足は診療科、地域の偏在はあるものの我が国の医療提供体制が十分でないことも大きな要因と考えられます。北海道では医師の偏在が顕著であり、これを解消するための医学部の地域枠などの施策も効果を発揮するためには10年はかかると言われておりますので、医療施設の再編、医師の集約化は避けられないと思われまます。こうした観点から当院の将来を考えますと、医療の施設の集約化では当院はむしろ周辺医療施設の縮小に伴いかえって増加することが考えられます。また、集約化の結果患者が重症化し、在院

日数の短縮も進められるため、医師と看護師の業務の密度が上がり、医師、あるいは7対1の看護体制をしくための看護師の増員が必要になると推測されます。また、重症患者を現在のように各病棟で分散して管理するのは非効率的で、重大な医療事故にもつながることも考えられますので、集中管理できるICUの施設が必要と考えます。病院の経営状況は必ずしも良好ではありませんが、この2年間の減収の原因は循環器内科と精神科の医師不足によるものであり、改善されれば平成14年度から15年度のレベル、あるいはさらなる収支の改善も見込まれます。いずれにしても、医療を取り巻く環境は今後も厳しくなることが予想されますので、常に最新の情報をキャッチし、的確に対応していかなければならないと考えております。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 順序が変わってしまうことをお許しいただきたいと思っております。

市立病院から伺いますけれども、数年前まで名寄市立総合病院の請求漏れが私の記憶では月平均して300万円ほどあったと思っておりますけれども、オーダーリングシステムの採用ですとかその他の方法で改善されたのでしょうか。どの程度改善されたのか具体的にお答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 数年前には300万円ほどあったというふうに聞いております。ただ、現在は平成14年度にオーダーリングシステムが導入されたということで、レントゲンやCTなどの画像診断と血液検査や尿検査等の請求漏れはないというふうに聞いています。現在のところオーダーリング化されていない注射や処置など幾つかの項目については請求漏れのないように努めておりますけれども、今後オーダーリング化を含めて検討していきたいと。正確な数字はちょっと聞いておりませんが。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） これ改善していくということですから、どのぐらいの請求漏れがあるのかというのはぜひ調べて、ゼロにするのは不可能かもしれないのですけれども、そういう努力をしてもらうように要望しておきます。

大問題だと思うのですけれども、敷地内全面禁煙ですけれども、これイタチごっこのような状況だと今の部長の答弁でも言いましたけれども、患者ですとか喫煙者というのは空き缶を持ってきて裏口前で喫煙する、病院側は空き缶を回収する、この繰り返しなのですが、先日女性患者がパジャマ姿でしゃがんで、手にはたばこの箱を持って喫煙をしていました。余りよい光景ではありませんでしたけれども、さまざまな弊害が考えられると思います。例えばこの地域は半年間が雪ですから、表で吸っていてスリッパか何かで出ていくと思うのです、入院患者というのは。滑って転んでけがをしたりとか、寒いところで喫煙をして体調を崩したり、せつかく病院に入っていて体調を崩したりとか、防火の面でも改善策をとらないと自己責任では済まされないことも考えられるのではないのでしょうか。お答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 救急外来のところが多いのですけれども、確かにパジャマ姿だとか、そういう格好で吸われておられる方いらっしゃいます。私は、議員おっしゃるとおりで防火だとか、それから患者の管理責任も含めて必要性は感じておりますけれども、ただ管理者であります院長は住民の健康を守るという使命がある病院が喫煙を容認することについては難しいということをごさいますして、今後ともできるだけお願いをしていくということで考えております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 聞き取りのときに部長の方から全面禁煙にしたところで後退したとこ

ろはないというふうにおっしゃいましたけれども、そのような前例主義ですとかマイナス志向ではなくて、お見舞いの方や患者さん、さらには医療スタッフにも喜ばれ、ストレスがたまらなく快適なセンター病院ですとか職場環境にすべきと思いますが、お考えをいただきたいと思います。

直接は関係ないかもしれませんが、ここ2年ぐらいの間に医療ミスによる賠償問題が2件ほど出ているのは事実ですから、しっかりとした改善策をとるべきであると思います。また、公になっていないヒヤリハットを含めると2件ではきかないくらいあるのではないのでしょうか。正直にお答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 同じ答弁の繰り返しになって申しわけないのですけれども、ただ医療ミスというか、事故といいますか、その件につきましては必ずしもたばこが要因というふうには私自身考えておりませんので、今後とも院長の意向でもありますし、現在の院長が敷地内禁煙決定したということでもありまして、管理者であります院長自身がやっぱり撤回できないということでおっしゃってしまして、私自身はそのお言葉を答弁とさせていただきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） ということは、院長がかわれば可能性があるということですか。私は、当市に入ってくるたばこ税というのは旧名寄市のときでも2億1,000万円、今の予定では2億五、六千万円あるわけですから、その一部を使用して敷地外に喫煙所を設置して喫煙者を隔離するべきであると思いますが、その方が他の人とのトラブルが少なくなるのではないのでしょうか。現在の院長が始めたことだから、検討の余地がないということになしに、現在の院長も飲みに出たときにはばんばん吸っていると聞いていますので、見方を変えて前向きに検討してください。これは要望し

ておきます。

次に、交流人口に向けての考えですとか地域の活性化、さらには期待を含め御答弁いただきましたが、例えば7月30日に行われたサマージャンプ大会ですとか12月に行われるジャンプ2連戦がありますが、いまだに公共施設の中で利用料を徴収していないのは私の知っている限りでは市民プールとジャンプ施設だけだと思います。そこで、伺いますが、先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、宿泊の効果というもおっしゃられていました。スキーマ合宿に名寄市内の宿泊施設を利用しているチームや団体がどの程度の数で人数はどれくらいか、さらに名寄市内以外で合宿をしてジャンプ施設を利用しているチームや団体がどれくらいあるのかをお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） スキーマ合宿に伴う人数でございますけれども、名寄観光協会の方で調べた数値でございますけれども、平成15年度は市内宿泊した団体数が37団体、宿泊人数は延べ2,693人、平成16年度は42団体で2,723人、平成17年度は28団体で1,957人となっております。ジャンプ台利用者に限定いたしますと、平成15年度は31チームで延べ2,271名が宿泊しております。16年度は29団体で2,065名、17年度は26団体で1,924名というふうな観光協会の調べた数値がございます。

市外の宿泊関係なのですけれども、正確な資料はございません。この今の数値とジャンプ台の利用した利用者の人数から推計いたしますと、平成15年度はジャンプ台の延べ利用者が3,375名です。このときに市内に宿泊した人数が2,271名ということで、差の1,104名が市外に宿泊しているのかと。同じような算式でいきますと、平成16年度が686名、平成17年度は706名というような推計をしております。チーム数につきましても名寄で泊まったと同じような団体というか、人数で泊まっているというふうに仮定いた

しますと、平成15年度は15チームぐらいなのかなと。平成16年度と17年度につきましては、10チームぐらいなのかなというふうに推計しております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、交流人口の拡大というのは、交流人口の拡大の基本的な目的というのは地域の活性化ですとか経済効果だと思っております。そのためにリピーターの確保ですとか利便性に沿ったインフラ整備など、いろいろな取り組みが考えられます。当然ながらいろいろな施策で結果が伴えば言うことありませんが、現実には難しい問題ですので、小さなことから取り組むべきです。ジャンプ大会当日は、特別に無料でもいいと思いますが、私は名寄市内以外で宿泊をしてジャンプ施設を利用するのに無料ではいけないと思います。当然ながら電気代のみならず人件費もかかっているわけですから、現在の状況としては例えば朝日町ですとか土別で合宿をして、50メートルクラスのジャンプ台で練習をして、大会当日いきなり名寄のジャンプ台を飛ぶことにならないから練習に来るのだと思います。

そこで、提案しますが、交流人口拡大というのには、先ほども申し上げましたけれども、経済効果や地域の活性化が欠かせないと思っております。名寄市内で宿泊をしてジャンプ施設を利用するにはジャンプ利用優待券で割引にするとか無料にしたりしてもいいと思います。名寄市以外の宿泊利用者には1日1人500円から700円など、これが適当な金額かわかりませんが、有料にすべきであると思います。そうすると、名寄市内のホテルですとか旅館並びに地元商店街の利用もふえ、潤うと思います。交流人口拡大をしても地域振興策がなくては何なりません。私は、ピヤシリシャンツェのリフト料金をいただく理由があれば問題はないと思いますが、ぜひ前向きな御

答弁をお願いいたします。これは、今助役をお願いできればと思うのですけれども、経済部長もやっていたので。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 数年来の課題でありまして、ジャンプ台の利用者についての利用料をどういうふうにするかということで、ポピュラーなスポーツ施設でなくてある意味特定の方が使う台でありますので、非常に各市ともそのジャンプ台の利用料の徴収については頭を痛めているのが実態であります。ただ、札幌の大倉だけは観光施設にもなっているということでもありますので、それについてのこの料金徴収もしている実態がございます。名寄市の場合もいろいろ検討したのでありますけれども、どういうふうにしたら一番いいのか、条例でうたって、今おっしゃるような減免措置を適用させたらいいのかどうか、それとあわせて交流人口の抑制になるのか、プラスになるのか、こういうような判断もあると思いますので、御意見を検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） カーリングも始めますけれども、11月11日からやりますけれども、ほかの町では、置戸町なんかもそうですし、妹背牛なんかもそうだと聞きましたけれども、町内に泊まった場合には町民の料金になる、利用料は。町外に泊まると一般料金で高いのだということです。現実問題としてノーマルヒルの70メートル、昔でいう70メートルですよ、を飛ぶのに30メートルですとか50メートルで飛んでいて、大会当日いきなり飛ぶということにならないわけですから、だから地元泊まってもらった人には無料でもいいのではないかと。そのかわり、そうしたら比較するわけですよ。学生にも何ぼか特典、割引をつけて、そういう意味では若年層というか、学生の利用も含められるというような形にするべきだと思いますので、ぜひ前向きに検討していた

だきたいと思います。

次に移ります。教育問題もいろいろと高校再編について伺いたいと思うのですが、昨日の村端議員の質問の中で3校をキャンパス型の高校にならないかとの話がありましたけれども、現実問題としては現在の風連高校が職業学科であれば問題ありませんけれども、普通科を職業学科に変更するには非常に困難だというふうに思います。でも、村端議員の思いは、体を張って道教委と交渉しなさいと言いたかったのだらうと思います。そこで、提案しますけれども、見方を変えて名寄高校と風連高校のキャンパス化で、名寄農業高校と光凌高校のキャンパス化を交渉してみたいかかでしょう。教育長に申し上げますけれども、本当に体を張って道教委に言わなければいかぬと思うのです。そうすれば、名寄市の4校を2校にするということになりますから、キャンパス化で校舎自体は残るということになりますから、ぜひそれはそういうふうな形で要望しておきたいと思います。間違いなく体を張って、きちっと道教委と真っ向から勝負していただきたいと思います。

それで、ただ現状を考えると、合併後名寄市にとって高校再編というのは非常に厳しい逆風が吹いてきていると感じています。旧上川第5学区のときもそうでしたが、近隣の町村の首長ですとか教育長は、高校問題を地域振興に結びつけておりますし、議論の中にはこの地域に住む子供たちの良好な教育環境をどうすべきかが抜けております。名寄市を客観的に見ると、大正9年設立で八十数年の歴史を重ねた恵陵高校を数年前に工業高校と統合させました。市長の思いは複雑だったと察しておりますが、風連選出の議員の方も理解していると思います。大きなくくりで新生名寄市を考えると、はっきり申し上げてこれから市立として風連高校が残る可能性が極めて少ないというふうに思います。そのほかには私も数人の市民から飲んだ席で言われておりますが、風連地区の駅前再開発事業には絶対反対だ、賛成した議員には裏判

押しってもらうからなというものです。財政状況もありますし、この辺の話すれば理解していただけると思うのですが、全部が全部要求は通らないわけですから、一つのまちと見た場合には私の考えでは風連高校は普通科2間口ですし、存続させるには無理があるのかなというふうに思っています。ただし、先ほど教育長に言った道教委との交渉についてはいろんな方法を考えて、体を張って協議していただきたいと思っています。ですから、高校はあきらめるので、市街地再開発事業と道の駅名寄はぜひ前向きに取り組むべきであると思いますが、私はそういうふうに思っていますけれども、最後に市長の御見解をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 教育のありようについてお話がありましたけれども、絡めて中心市街地等の話と関連をしたお尋ねでございますが、私は高等学校のこうした少子化時代が続く中で中学生がどういった高等教育を受けたいかと、このことが最後の決め手になるのではないかと、こんなふうに思っております。義務教育の場合にはそこに生活をしている子供がいる限り学校はどうしても残していくと、こういうスタンスでありますけれども、高等教育、高校以上になりましたはその地域の皆さんが残るか残さないかという考え方もありますけれども、現在は道立高校ということになりますから、道の基準というものがかなり優先をします。私は、去年の選挙の前段にいろんな市民の皆さんの声がありました。市立高校で残せないのか、こういうことでありました。私は、平成11年に恵陵高校をどのように展開をさせるかということでは市民の皆さんに検討委員会というのをつくっていただきましたけれども、究極は名寄に幾ら高校があればいいのかと、こういう視点でゼロからの議論をしてほしいと、こういうお願いをさせていただきました。結果として、当時の恵陵高校は女子の高校ということもありまして、父兄の

中には男女共学というような希望もあったりして、工業高校と合体をさせた現光凌になったわけですが、私はそういう意味では市立高校を持つことの意義というのも非常に体験的に持っておりますし、1間口の高校に本当に魅力をつける市立高校にするというのは相当な努力をしないと、これは中学生に受け入れられないのではないかと、こんなふうに思っております。そうした意味ではしっかりと、特に風連地区の中学生の皆さん方のニーズというものを踏まえた上での高校の再編について議論をしていきたいものだと、こんなふうに思っているところでございます。

また、近隣の自治体の首長さん、教育長さんともに地域振興の面でも高校の存置について議論をされております。極端な例は、御存じの方もいるかもしれませんが、名寄市内に高校は一つもつからない方法がいいのではないかと、こういう提言をされる教育長もおりました。結局名寄の中学生が全部周辺の高校に通えば円満にこの地域はおさまるのだという、こういう議論展開でありましたけれども、私はこの議論は中学生には受け入れられない議論だというふうに思っておりました。それだけに今回の高校については、私どもも今まで長年の歴史を積み重ねてきている風連高校については、父兄の皆様ももちろんでありますけれども、これから中学生になる方も含めての気持ちをしつかり踏まえた中での再編ということにぜひまとめていきたいものだと、こんなふうに考えております。

名寄高校のキャンパス校としての設置がどうかというのは、私も教育長とこの考え方等についても話をしている経過がありますけれども、なかなかハードルは高いと、こんなふうにも受けとめておりますけれども、しかし教育長にさらに、私も含めてですが、道教委とこれらの地域事情についてしっかりと情報発信していきたい、このように思っています。

○議長（田中之繁議員） 以上で渡辺正尚議員の

質問を終わります。

農業振興計画樹立に当たって外1件を、黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 議長より御指名いただきましたので、通告に従い質問させていただきますと思います。

まず、1番目に、農業振興計画の樹立に当たって。名寄市の農業は、合併により農家戸数935戸、耕地面積は1万470ヘクタール、特にモチの作付面積は2,780と、皆さんから言われていますように日本一となりました。アスパラについては北海道一、農業は名実ともに基幹産業として関連企業とともに地域経済を支える重要な役割を果たしていると思います。しかし、農業を取り巻く国内外の環境は厳しさを増している状況です。農業者は、安全で安心のできる農畜産物をできるだけ安定的に消費者、市民に供給し、景観、水や環境を保全し、地域社会を守ってきましたが、最近の石油の高騰によるコスト高、価格低迷など経営の収支は年々悪化しております。明年からは新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、品目横断的経営安定対策が始まり、認定農業者に限定された政策が実施されます。このことは、大きな農政の転換であり、今後地域として取り組まなければならない多くの課題が含まれています。そんな状況の中で、新市の農業振興計画を樹立することになりますが、市の農政としてどのような認識を持っているのか伺います。まず、総体的に現状分析と課題をどのようにとらえているのか伺います。

次に、具体的項目について。一つ、農業支援センターについて。以前私もこのことにつきましては担い手研修センターとして質問をいたしました。答弁といたしましては、JA、行政の合併を控え、風連町の農業振興センターとの整合性の観点から中断をしているというふうに考えております。今後の方針を伺いたいというふうに思います。

二つ目に、農地流動化対策ですが、急激な集積

を望むものではありませんが、若い経営者は地域の農地を引き受けざるを得ない状況で、資金対応を含め、安定経営を継続するための対策が必要と思われるのですが、どのようなお考えか伺います。

三つ目に、担い手対策。この問題も前の対策と関連がありますが、将来とも地域農業の担い手としてハード、ソフトの両面の政策が必要だというふうに考えますが、考え方を伺いたいと思います。

四つ目に、小規模経営者への対策。品目横断的経営安定対策により6.8ヘクタール以下への政策は今後問題になるというふうに思われます。集落営農組織もハードルが高く困難で、経営展開の幅が限られます。特に高齢経営者は厳しい状況と思われませんが、認識を伺いたいというふうに思います。

次に、大きい項目の中心市街地活性化について伺います。名寄市の中心市街地活性化については、名寄地区と風連地区に分けて伺います。名寄は、駅前から4条通に向けて中心街が形成され、商業、医療、教育、文化、行政とともにコンパクトで美しいまち並みの機能性がありました。しかし、モータリゼーションの進行により都市機能は郊外に拡大し、中心街の空洞化が深刻な問題です。そこで、国も中心市街地のにぎわいを取り戻すために、それぞれの議員から質問ありましたようにまちづくり3法改正がさきの国会で成立をいたしました。これは、中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、市街地に公共公益施設を誘導し、だれもが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを目指すものです。改正では暮らしにぎわい再生事業、中心市街地共同住宅供給事業など新たな補助事業を創設し、市町村の計画を集中的に支援することと明記されています。そこで、中心市街地活性化基本計画の見直しについて伺います。現在市には平成12年に作成された中心市街地活性化基本計画とTMO構想があります。その実効性などの評価をどのように認識されているのか伺います。さらに、合併により手のついていない事業、年数の経過により見

直しの必要がある計画などがあると考えます。特に空き地、空き店舗が目立ち、中心市街地の空洞化を際立たせていると感じます。今回の改正にあるまちなか居住等の新規事業を取り入れた基本計画の見直しについて伺います。

2番目に、風連地区の市街地再開発事業について伺います。この事業は、風連町からの継続計画であります。道の駅と並んで南の玄関口として新名寄市の顔となる重要な事業だというふうに認識をしております。事業主体が民間ということもありますが、その情報に接する機会が余りにも少ないというふうに思います。市民にも理解していただく意味を込めて伺いたいというふうに思います。まず、現状と今後のスケジュール、事業の概算と補助の内容、行政の取り組む事業内容等についてわかりやすく答弁を求めて、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま黒井議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目と2点目の（1）につきましては私の方から、（2）につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

初めに、農業振興計画樹立に当たってのうちの現状分析と課題について以下順次お答えをしたいと思います。当市の農業は、豊かな自然と土地資源やすぐれた人材を生かした大規模で生産性の高い専業経営により、食料の安定供給や農地環境保全などの面で大きな役割を果たすとともに地域社会、経済を支える基幹産業として発展してまいりました。しかし、担い手の減少や高齢化、食に対する安全、安心の高まり、さらにはWTO農業交渉における国際規律の強化など、農業を取り巻く情勢は大きく変わってまいりました。これらの実情を背景に、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、経営所得安定対策が導入されますが、農業・農村振興計画の策定に当たっては

これらの情勢認識を的確にとらえるため、農業者の現状と営農意欲を把握するための市内農家全戸にわたってのアンケート調査を実施しており、現状分析と課題を洗い出し、地域の合意形成に基づいた計画を作成してまいります。

担い手研修センター構想につきましては、御質問のとおりJA、行政の合併を控え、先送りしてきた経過があります。農業担い手研修センターにつきましては、担い手の研修だけにとどまることなく、既存の農家の支援対策を含む機能を付加した施設が望ましいとのJAとの共通の理解があります。また、現在の農業振興センターにどのように付加していくのか管理運営上の課題もあります。新市建設計画には農業担い手支援センターの整備を盛り込んでおりますが、今後総合計画や農業・農村振興計画の中で議論するとともに、農業振興センター、管理運営のパートナーでありますJA道北なよろと協議検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、農地流動化に対する支援についてのお尋ねでございます。高齢化に伴う担い手不足などの厳しい農業情勢の中、農地流動化の実績につきましては農地法3条を除く農業経営基盤促進法に基づく所有権移転等は、旧風連町は平成16年度で売買37件、賃貸46件、平成17年度にあっては売買23件、賃貸29件、旧名寄市、平成16年度売買にあっては25件、賃貸49件、17年度では売買16件、賃貸59件となっております。また、産地づくり対策において平成16年度から18年度において旧風連町では賃貸の貸し手、借り手それぞれ反3,000円、旧名寄市では売買の出し手4,000円、受け手2万円を助成しているところであり、農地流動化に一定の役割を担ってきたところであります。平成19年度より新たな産地づくり対策が展開されますことから、これまでの3年間の実績を踏まえ、助成措置の継続を図ることにより農地の流動化が促進されると考えられますので、今後新対策の中

で助成内容について関係機関と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、WTOをめぐる国際規律の強化や来年から導入される品目横断的経営安定対策等、農業施策が大きく変化する中で農地の流動化については大きな課題でもあります。担い手対策ともども表裏一体の問題であり、農業生産の組織化や農業生産法人組織の設立、またすぐれた担い手を育成することが農地流動化の活性化を図る上で最も大切なことであると考えております。

3点目、担い手対策についてでございますが、農家戸数の減少や高齢化が加速する中で新規就農者数は伸び悩み、過去10年で113人、平成18年度で見ると農家戸数935戸に対して新規就農者は8名と、農家戸数を維持するために必要な就農者数の25%程度の充足率にとどまっております。農業農村の活力を維持向上させるためにも担い手の育成、確保が最重要課題と考えており、農家子弟はもちろんUターン、新規参入、農業生産法人の育成を含めた多様な担い手の育成、確保が必要と考えております。担い手対策につきましては、一つ目にはみずから創意工夫を生かして自主的、主体的な営農が展開できるよう高度な知識、技術及び経営管理能力を備えた人材を育成する研修制度の確立、二つ目には農家子弟や新規参入の円滑な経営継承等、道農業担い手育成センターと連携し、研修体制の整備、就農に係る金融面の支援を行うほか新規就農者等に関する条例に基づく支援、三つ目には労働条件の体系化などが可能となる農業生産法人化に対する支援、四つ目には女性の視点を生かしたグループ活動やボランティア活動などの社会参加による地域活性化の取り組みに対する支援、五つ目にはこれらのほか農地集積に対する支援や高収益作物等新規作物導入等に対する支援、これらの対策が必要と考えており、農業・農村振興計画策定の中で協議してまいりたいと考えているところでございます。



4点目、小規模経営の対策についてでございますが、本対策は対象が認定農業者及び集落営農組織の担い手ではありますが、集落営農組織の場合は規約の作成、経理の一元化、地域の農用地の3分の2以上を集積すること、四つ目には主たる従業者の農業所得目標480万円以上、五つ目には農業生産法人化計画のハードルの高い五つの要件があり、これまで生産者や農業団体との協議の中では該当になる組織はなく、難しいと考えております。経営規模要件に満たない対象作物作付農家は141戸で、農家の実態を分析すると65歳以上が67戸、65歳未満が74戸で、うち農業後継者がいる農家は10戸未満でございます。また、経営面積が5ヘクタール未満の農家は92戸となっており、兼業農家が多く占めているところでございます。対象作物の過去実績の保有の小麦、大豆の作付農家は60戸、110ヘクタールとなっております。当市は、特例により面積要件は6.8ヘクタールとなりましたので、対象農家を認定農家にすべく指導しているところでございますが、規模が要件に満たない農家につきましては農家の意向を確認しながら、一つ目には農地流動化による農地の集積、二つ目には作業受委託による面積の算入、三つ目には所得特例による認定などの手法で交付金の対象となるようJA、農業委員会、農政事務所と相談し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、中心市街地活性化の中での1点目でございますが、中心市街地活性化の基本計画の見直しのうち、一つ目に空き店舗の対策について、二つ目にはコンパクトシティーの取り組みについて順次お答えを申し上げたいと思います。

名寄市の中心市街地活性化基本計画は、平成12年に策定され、TMO構想とともに推進してまいりました。基本方針に基づき、構想具現化の目標として5年以内に事業着手する事業と中長期に対応する事業の構想でまちづくりの目標を定めて行ってきたところでございます。短期に対応する

8事業のうち6事業が実施済みとなっております。テナントミックス管理計画事業、高齢者宅配事業は未実施となっております。さらに、このほかに中長期事業として3・6ビル再開発事業、ネーミングミュージアム、ビジターセンター、物産センター設置事業、保健健康施設運営事業などがあります。しかしながら、まちづくり3法の改正と新たな事業の展開には、活性化基本計画の見直しと同時に基本計画を踏まえ議論する活性化協議会の立ち上げが必要となりますので、法の改正趣旨を踏まえ、新たな協議会の枠組みの動きについても商工会議所、商店街振興組合など関係団体とともに対応してまいりたいと考えているところでございます。

駅前空き地、空き店舗対策についての土地開発公社所有地は、新しい総合計画づくりの中で議論してまいりますが、にぎわいを取り戻す核となるのはやはり駅前であります。駅前ににぎわいができ、歩ける範囲に買い物をする場所や医療サービスなどが整い、寄り添って生きていけるコンパクトなスタイルが熱望されているところでございます。空き店舗対策につきましては、これまで家賃、改装費などの補助、さらには情報発信のためのデータベース化などについて取り組んでまいりました。一定の成果が出ておりますが、一層中小企業振興審議会などにおいても議論をしてまいります。また、商店街のコンパクト化につきましても今後見直される基本計画づくりの核となる新しい活性化協議会の中において議論をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 風連市街地再開発事業につきまして3点にわたりまして御質問いただいております。初めに、現状と今後のスケジュールでございます。この事業は、関係地権者の同意を得て行う事業でございます。地権者の同意が確定しますと、地権者にとって共同討議の組織

であります準備会の設立となります。ここでは権利者間の調整、地区ではどのような権利変換計画が望ましいのか、またどのような運営形態が考えられるのか、そのための資金の調達の方法はどうかなどの地権者の意見を集約をいたしまして、具体的な計画を作成いたします。それに基づきまして、平成19年度は知事に対して事業の施行認可申請に必要な事業計画の作成に着手をいたします。認可申請、知事の認可を受けまして、引き続き権利変換計画の作成、地盤調査、実施設計の作成等に着手をいたします。平成20年度は、知事に権利変換の認可申請、知事の認可を受け、地権者への補償、建築物の解体除去、それから建築工事に着手となり、平成22年度の完成を目指しているものでございます。この間必要に応じて所管の常任委員会、議員協議会や議会に御報告をさせていただき、協議をさせていただきながら取り進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

2点目でございます。事業費の概算と補助の内容についてでございます。当地区の事業は、地元地権者の再開発への意欲によりまして民間が事業施行者となりまして、国、市の支援を受けて行う事業でございまして、地区内の敷地を共同化し、高度利用することにより再開発ビルや駐車場等の整備を行い、利便性の高い良質な住環境の市街地に再生する、そのような事業でございまして、事業費につきましては、再開発ビルの床を地権者に従前の建物、土地等の資産評価に見合う床に置きかえ、交付をさせていただき、新たに生み出された床の処分などによりまして事業費を賄い、収支の均衡を図って進める、そのような事業でございまして、事業費のうち国、市の支援及び事業施行者のその負担割合につきましては、国からのまちづくり交付金による支援でございまして、約28%、そして市からの支援約50%、さらに事業施行者の負担約22%とそれぞれ試算をしているところでございます。特に市の負担につきましては、合

併特例債の活用などによりまして負担の軽減に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

なお、事業費につきましては、合併前の本年3月に旧風連町が国土交通省へまちづくり交付金の交付申請を提出しておりますけれども、その都市再生整備計画におきましては約26億円としておりますが、現在地権者と話し合いを進めており、結果によりましては区域の面積、計画の内容等に変更が予想されまして、これに伴い事業費も変更されるというものでございます。今事業費を算出するためにそれぞれ精査をしているところでございます。

3点目の行政として取り組む事業の内容についての御質問でございます。本事業は、中心市街地に公益公共施設と商店街が一体となった複合施設や駐車場等を整備することによりまして、中心市街地に人が集まり、にぎわいのある商店街や地域の交流の場となるコミュニティーの形成を図り、コンパクトなまちづくりを目指しているものでございます。行政で取り組む公共の施設といたしましては、一つとして老朽化し、通院に不便な木の構造となっております診療所を交通機関や駐車場の整ったこの事業区域内に整備を検討しているものでございます。二つといたしましては、高齢者の介護予防、機能訓練等、健康維持のための事業が行え得る施設を診療所に併設する、そのことも検討いたしております。三つ目といたしましては、市街地中心部に住民の交流活動拠点施設として多目的ホール、研修室、会議室等を有する複合的な機能を持った地域交流センターの整備につきまして検討をしております。四つといたしまして、市街商店街の利便性、集客性の向上を図るために公共駐車場等の整備も検討しているところでございます。そして、五つ目といたしまして、共同住宅を事業区域内、またはその隣接地に整備をいたしまして、まちなか居住を検討しているものでございます。

なお、各施設の規模、内容につきましては、庁内関係部署と協議し、検討をしているところでございます。

以上、3点につきましてはの御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきました。まず、1番目の農業振興計画の樹立に当たってから再質問をさせていただきたいというふうに思います。

評価といいますか、その対策についてはアンケート、私の家にも回ってまいりましたけれども、きめ細かなアンケートで、きちっと集約できればいいなというふうに思っています。それで、項目に分けて、余り時間もないので、端的に伺い、端的な答弁をいただきたいというふうに思います。支援センターですけれども、風連の振興センターと統合をしながら、整備を図ると。さきの新聞にも運営委員会、運営協議会ですか、等を設けながら、今後の方針を検討、内容を検討するというようなことありました。前回経済常任委員会で振興センターも視察させていただきました。それぞれ機能はあるわけですが、一つは水稻試験地は今旧名寄市の水稻試験地があると思うのですが、これらもそのときにいずれ統合するのだと、それだけの敷地はあるのだというふうな話を伺いましたけれども、農協も合併はしておりますけれども、モチの生産組合等もまだ組織統合されていませぬので、あそこの職員等につきましては蔬菜、あるいは特用作物等についてはエキスパートにいるというふうに私も認識はしていますけれども、水稻試験地については普及センターを中心としてそれぞれのモチ部会、生産組合が担当しながらやっているというふうなことで、その振興センターが、あるいはその内容がきちっと方向性出るまであそこの名寄市の水稻試験地についてはもう少し併合しないで置いていただきたいなど。うちのモチ組合の生産者等も少しそういう要望を

いただいています。旧名寄のモチ生産30年以上の歴史があるわけですが、やっぱりあそこでいろんな試験をし、あそこのデータを利用しながら、今のガイドライン等の上位にランクされるまで成長してきたというふうに認識もありますので、そこら辺御配慮願いたいというふうに思いますので、その考え方について1点伺います。

それから、支援センターでいわゆる新規就農に当たる研修生の宿泊施設について併設できるのかわからないのか。前から私はそういった新規就農に対する研修宿泊施設はあった方がいいのではないかと。あるいは、後継者といいますか、農家の子弟等もそこで何か研修するときには利用できますので、できるだけ大きな構想でなくてもいいですから、4人とか5人のワンルームでそういうものができればいいなというふうに思いますので、そこら辺の見通しについても伺いたいというふうに思います。

それから、2番目ですけれども、これ植松議員からも質問があったわけですが、今の産地づくりの支援では風連と名寄若干違いますけれども、名寄は引き受け手に2万円という政策があります。これ非常に有効な対策であったなというふうに私も感じております。土地面積を見ますと、機械あるいは設備の再投資がありますので、そういうふうに2万円でもやはりそれらの再設備に利用できたというふうなことがありますので、新しい産地づくりもできるわけですが、これらについても継続、あるいは風連地区と統合してやれるような状況であればやっていただきたいというふうに思います。確かに中名寄で60ヘクタール以上の面積が出るというのは聞いていますし、かなりまとまってきているわけですが、やっぱりこの対策が気になっているようで、年度内というか、まとまれば大丈夫だと思っておりますけれども、いろんな関係で新年度、平成19年度になると果たして60ヘクタールで2万円といったら120万円もの金がどうなるのだということも

ありますので、ぜひとも対策を継続していただきたいというふうに思いますので、お考えを伺いたいと思います。

それから、担い手対策ですけれども、これも非常に難しい問題といますか、直接頑張れよということで支援金を配るわけにもいきませんので、これはいろいろ長い目で考えていかなければならぬと思います。そこで、研修制度の確立というふうにもおっしゃっていただきましたので、我々は新規就農の研修生を受け入れて、2年間勉強させて、一人前にさせる事業もやっています、道の担い手センターの関係で。その逆バージョンといますか、いわゆる農業後継者を地方に送り出して中長期の研修をさせて、新しい発想をもってこれからの名寄の農業をどうするかという考え方を持っていただくのがいいのではないかと。我々みたいにある程度とうが立ってくると、そういう発想なかなかできなくなってきた、風連の農業者もいますけれども、特産館の今の事業展開はそういう研修制度に数名の仲間で行ったことをヒントにして、我々で加工して売ろうというような、そういうような発想が生まれてきたというふうに聞いていますので、これからの若い人たちもそういう発想を持っていただくためにはやはり外に出して勉強させるというのが大事でないかと思っておりますので、ここは予算を惜しまないで予算つけていただいて、年に3人でも5人でも、100万円かかっても150万円かかってもいいからやっていただきたいというふうに思いますので、その考え方を伺いたいと思います。

それから、4番目の小規模経営者に対する、これも木戸口議員からありましたけれども、やっぱりこれはもう受委託制度をきちっと確立する、あるいは振興センターに集約できるのであればいいのですけれども、コントラ制度を拡充をしながら、そういう人たちをやっていくと。今の品目横断の支援を受けられないということであれば、受委託の中で、110ヘクタールぐらいあります、関係

があるというふうに聞いたのですけれども、それを一まとめにして大きな面積にしてやればいいのです。集落営農の組織づくりというのは本当にハードルが高くて、今段階では非常に厳しいと思います。先ほど言いましたように担い手が研修をして、地域まとめて、おらが引き受けるというような、そういう若いリーダーが出てくれば可能性はありますけれども、今の段階はちょっと難しいというふうに思いますので、私はそんなふうな考えをしていますので、何点か質問事項ありましたので、御答弁をお願いしたいと思います。

---

○議長（田中之繁議員）　ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

---

○議長（田中之繁議員）　小室助役。

○助役（小室勝治君）　ただいま黒井議員より5点ほどにわたっての御質問あったわけでございますが、一つ目には現在名寄市の実施しております水稲試験地、緑丘にある試験地のことかと思っておりますが、これらについてもことし春から順次いろいろな計画を立てながら、運営をどこでやっていくのかという話し合いを今までやった経過がございます。その中で、旧風連にありました農業振興センターが担うべきでないかというようなことで、一括した中で今現在水稲試験地を実施しているところがございます。これらについては、名寄の要望がかなり強いというお話も聞いておりますから、さらに話し合いを進めながら、そしてまた農協なり、モチ生産組合がある程度の時期になれば一本化する方向で今進んでいるというお話も聞いておりますから、それらと連動しながら、試験地のあり方について考えてまいりたいなど、このように考えておりますから、今すぐなくするとかそういう状況ではございませんので、話し合いを進めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、振興センターの中に研修施設、そし

てまた宿泊含めたそういった施設を合併できないかというような話もございます。先ほど経済部長よりお話があったとおり、今検討している最中と、そしてまた今高等学校の再編もいろいろこれから将来に向けてどのような方向性が出てくるのかという問題もありますから、それらも含めた考えの中で、果たしてあそこにあるのがいいのか、例えば名寄農業高等学校の施設を利用しながら、本当にこれから新規就農される方のきちとした勉強をさせる場として使えるものかどうかというような提案をしているというお話を聞いておりますから、それらと相まって検討してまいりたいなと、このように思っているところでございます。

それから、地域づくり交付金の関係でございまして、その中でそれぞれ貸し手、借り手に風連は3,000円ということで進んできておりますし、また名寄は2万円と、それから4,000円だったかな、ということで若干違います。これは、始まる前に名寄市ともどういう方向性でいくという一つの話合いをしながらいった経過がありますが、それぞれの農業形態が若干違うというようなことも含めて、産地づくりについては同じような項目があるわけですが、お金の配分が違うというようなことで今まで進んできているわけです。御指摘のとおり、これからどんどんこういう話が予想されるような時期でありますから、この辺も含めてこの交付金がそれらに対して非常に影響力があるのだということであれば、これはやはり地域農業を守るために地域の農業者の皆さんの御理解を得ながら、こういう施策を残してまいりたいなと、このように考えておりますから、来年から始まる新たな地域づくり交付金の関係についても内容を含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、担い手の研修であります。逆にほかの地域に出て、新しい農業を勉強してはどうだと。これは、非常に最近にない新しい発想で、提言であります。御存じのとおり風連で農業を営ん

でいる今有望視されている青年たちは、そういうところに行って2年なり3年研修してきたと。そして、また風連に戻ってきたときに新しいものを持ってきたという経過がございますし、風連でお花を大規模にやっている方も、これも道内の農業者の方に3年ほど研修に行って、そしてノウハウを学んできたというようなこともありますから、これからの特に子弟の研修に当たっては、こういうものを含めて検討してまいりたいと思います。それと、海外の研修のことや何かもありますから、そういったものをあわせながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、小規模の農業者に対する考え方でございますが、議員御指摘のとおりコントラクターを取り入れて、それをまとめた形でやる方法はどうかという御意見でございます。これらの内容についてもこれから詰めてまいりたいなというふうに思っておりますから、今度支庁協議等もございまして、そういった協議段階でこれがオーケーなのかどうかというものも含めてあろうかと思しますので、これらの話題についてもしっかり受けとめて、これからの検討をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） ありがとうございます。支援センターの宿泊施設等については、農業高校の話も出ましたけれども、あれはいろいろ農業高校を残すいろんな模索の中で一つそういうアイデアもどうかということで、必ずしもそれがベターな判断ではなかったというふうに私も思っていますので、これもまた未知数だというふうに思います。できれば農業高校問題というか、高校の存続問題出ていますけれども、キャンパス型でもいいけれども、名農のあの姿はそのまま残していただくような、そういう考え方私は持っていますので、宿泊施設は別途農業サイドで考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願

いします。

研修制度等については、何とか考えていただきたいなど。やっぱり今本当に大規模になって、そのうち法人経営、個人経営はやっていますけれども、法人格を別に持って、それらの集合体でいろんな事業を展開するというような若い人たちも出てきていますので、そういうノウハウをやっぱりきちっとそれなりの実績を持っているところに勉強に行ったらいいのではないかと。海外の物見遊山で行ってもちよっとあれだということで、国内のそういう対策、あるいは新しい作物に対する研修でもよろしいと思うのですけれども、そういう研修、ぜひとも新しい振興計画の中で入れていただきたいというふうに思いますので、要望しておきたいというふうに思います。

それで、次に2番目の中心市街地の活性化についてですけれども、基本計画の見直しは協議会を立てて見直し、あるいは新しく立てるというようなことで栗栖議員への答弁がありましたので、大体了解をいたしました。ただ、行政が中心となってやる事業も大事ですけれども、やっぱりそこに営んでいる事業者の人たちがどうこの中心街を変えていくかということできちっとした認識を持っていたいただきたいというふうに私は思います。農業問題ではアンケートをとって意識調査をしていますというけれども、やっぱり意識調査も、やっているのかどうかわかりませんが、必要でないかなというふうに私は思います。

今名寄に市立の大学できましたので、これから生徒毎年ふえてくるわけですけれども、その人たちの消費行動はどうなっているのか、それらを中心街に呼べないのかということもきちっと研究をする必要があるのではないかなというふうに思います。試算的にどの程度見込めるのか後で伺いたいというふうに思います。

それから、これは私の思いですけれども、日本一のモチ米になったり、あるいは全道一のアスパラになったりということで、一部やっておられま

すけれども、やっぱり農業との連携をしたそういう拡大、消費の拡大ですとか、そういったものを取り入れてはどうかというような考えをしています。

それから、空き地も結構目立つわけですけれども、やっぱり駐車場問題は郊外型と違って出てくると思うのですけれども、駐車場にして金を取るのではなくて、駐車場を利用していただく人には振興券を配ったらいいのではないですか。その振興券でその店から買い物してくださいと。うちの駐車場、金やるから使ってくれというようなものですけれども、やっぱりそういうような発想の転換をしていったらいいのではないかなと思います。また、今福祉ですとか介護という問題もありますけれども、買い物していただくと福祉、介護を受けられるようなポイントカードを配るとか、そういうふうに常にその地域の人と対話できる、大型店ではできないやり方、対話はなかなか大型店ではできませんから、やっぱり買い物をして楽しい人間関係が構築できるような、そういうまちづくりをしていただきたいなと思います。

そこで、2点ほど聞きたいのですけれども、12年たった活性化計画の中では駅前のバスターミナルを中心とした複合施設というのが重要なポイントで、そこに何とかネーミングミュージアムですとかそんなものを入れるのかなんとかとありますけれども、これできなかった理由は何なのか、これ現状分析しているのか、やる気がなかったのか、それでもいいと思うのです。できなかったのはやる気がなかったからと、それでもいいと思うのですけれども、それをきちっと現状分析して次の活性化計画立てるときにできないものはできないというふうにやらなかったら、栗栖議員も言っていましたけれども、夢物語ではだめだというふうに思いますので、そこら辺ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それから、高齢者に対する宅配事業も未実施ということでもありますけれども、これはなぜできな

かったのか、何が障害になったのか伺いたと思います。まず、この二、三点伺います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 私の方からお答えさせていただきます。

まず、前段ありました提言、三つほどありました。名寄大学の学生の消費行動のリサーチはされているか、あわせて大学生が来たときに商業サイドから働きかけをしているかどうかということも含めてなのですけれども、これはまだ私どもも調査をしておりませんけれども、少なくとも行政ベースでは消費行動のリサーチはしておりません。非常に大切だということは認識しながらもしておりません。御提言をいただきまして、この辺についてもぜひ検討していきたいと思っています。また、農と連携した商品が最近随分開発をされてきていると。例えばお菓子屋さんでプリンが今北海道といいますか、本州で非常に名寄のプリンということで有名になっているということでありまして、あるいはアスパラの粉末を使った商品開発、これはまだ粉末の方をしっかりとつくっていかうということで今やっていますけれども、試作品づくりは結構行われているということでありまして、なかなかそれが商業と結びつかないということがありまして、今までもお母さんたちがつくったニンジンピクルスだとか、あるいはみそだとか、こういったものが商業サイドとなかなか結びつかないということが少しありまして、どんな原因だったのかということも調べなければならぬと。これもまた1点目のリサーチと同じように、まだまだ追跡調査など不十分だなど。さらに、三つ目に御提言、本当に駐車場の利用を発想を変えると、あるいは福祉ポイントカードにするだとかというのは本当にソフト事業ですし、すぐにでも取り組めそうな事業でありますから、これも商店街の持っている駐車場でありますけれども、それに対する利用促進は行政でも無関心ではないというふうに思いますから、そういう御提言に基づいて具体的

な協議をしていく場が必要だというふうに思っています。本当に前半3点は大変いい御提言をいただいたなというふうに思っています。感謝申し上げます。

駅前との関係でありますけれども、まずバスターミナルが点在しているので、旅行する方にとって非常に不便だという御意見がありましたが、どうしてもこれは必要なものであります。したがって、バスターミナルをつくっていかうと。そして、名寄の規模であると大きなバスターミナルでなくてもいいわけでありまして、発着便数も少ないですし、非常にコンパクトなものをつくっていかうと。ただ、それにしてもバスターミナルだけでは非常におもしろくないという表現は悪いですが、もう一つ不満足だということがありまして、文化施設をつくるか商業施設を併設するかと、こういうことでいろいろ探りをいたしました。文化施設は、先ほどお話があった名前博物館という構想もありましたけれども、これは本当に構想の範囲内で、どうしても実現性に結びつかないということになってしましまして、商業施設をとということで随分お話をさせていただきましたし、つい最近まで私の方にも駅前を利用した商業展開というお話がございました。その際に、まだまだはつきりした話でございませんでしたけれども、私の方からバスターミナルも含めて考えていただけますかということ、それは考えられますというところまでいっているのですけれども、しかし実現性までは至っていないということでありまして、これはバスターミナルだけをやるということでは非常に無理があるものですから、今言ったようにあそこの開発をそれこそ栗栖議員から提言があったランドデザインをどうするかというのを改めてそこで考えて、バスターミナルもその中に取り組んでいくような方式をしなければならぬというふうに思っています。バスは、今は道北バスと名士バスとJRバスと3社であります。この調整もまたJRに少し打診したのでありますけれども、非常

に難しさがありますけれども、しかし実現不可能ではないなというふうに思っているところであります。

宅配事業につきましては、率直に言いましてきっかけがなかったといいますか、もう一回このお題目には上がりましたけれども、具体的に何をどうするかというものは出ない。大型店で今宅配事業を盛んにやっておりましたので、そちらの方が中心になってしまったと、生鮮食料品なんかは。ただ、部分的に宅配サービスをやっていますけれども、そのシステムとして、商店街がシステムとして宅配サービスまでまだやっていないということでありまして、これは配達する商品の関連性の難しさがあるのではないかというふうに思っております。一つパンならパン、あるいは洗濯物なら洗濯物というようなことではなくて、それを商店街が少し歯抜けになってきましたので、商品構成が非常に難しくなってきたというところもあるのかなというふうに思っています。もう一つは、生鮮食品がほとんど大型店に集中してしまったということなどもあって、宅配事業はなかなか踏み切れなかったのかなと思います。個店でやっていることは間違いありませんけれども、それをぜひ商店街としてできないかという問題提起をしているところでもありますから、これもまた一緒に協議をしていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） ありがとうございます。やっぱりこれはやる気だというふうに思います。先ほども言いましたけれども、やっぱり地域の仲間というか、そういう意識をきちっと持ってやるのが行政サービスのやりやすさが出てくるのではないかと思います。活性化計画見直しに当たっては、当然協議会を立ち上げてやっていただくと思うのですが、行政のリーダーシップ、先導型というのも大事ですが、その地域に住んでいる、営業している人たちの気持ちを一つ

にできるような、夢物語ではだめですけれども、やっぱりそれはやっていかなければならぬというふうに思います。それが今できそうなのが風連だというふうに思います。風連の方は民間型の再開発をやるということで、なかなか全員がまとまっていけないというふうに私も伺っているのですが、余り時間もありませんので、何点か伺いたいというふうに思います。

私がちょっと聞き取りの中で説明受けたのと若干違うのは、補助区分というか、それが行政が50%、市の支援が50%とあるのですけれども、私は国が3割、市が3割、受益者3割というふうに端的に聞いていたのですけれども、市の支援が50%ということは26億円の半分を出さなければならぬのかなと、行政が出さなければならぬのかなというふうにとらえてしまうので、こちら辺ちょっと説明をしていただきたいなというふうに思います。

市が行う事業はいろいろ何点か挙げているわけですが、これを本当に必要なのかという判断基準、合併協議でも余りそこら辺はしていなかったような、いわゆる合併の中ではそれぞれの中心街の活性化を図っていこうというだけで、駅前再開発、あるいは今のまちづくり3法の改正前でしたから、そういう話は余り出ていない。ただそういう形だけで終わっていると思うのですが、そういう市として行われる事業の必要性の判断基準は、根拠はだれが考えるのか。あるいは、総計の中で一つ一つ項目を挙げて協議をしていくようになると思うのですが、どこのセクションで、部会でやるのか、医療問題やら都市計画の問題やらいろいろ出てくると思うので、それを分散してやるのか。それから、まちなか居住の中では風連の公共住宅のマスタープランとの整合性も当然出てくるので、こちら辺も大きな作業だと思いますか、複雑な作業絡み合っていると思いますので、この辺若干聞きたいというふうに思います。



それから、大きな事業投資して、合併特例債も使ってやるのですけれども、事業によるいわゆる受益者負担があると思うのですけれども、それは個々なのか、一つの期成会は今できているのだと思うのですけれども、一人一人なのか、管理運営というか、受益者組合ができるのかどうかわかりませんけれども。最終的に賃貸マンションですとか、そういうものを売って原資としてやるというような説明だったのですけれども、それがうまくいかなかったときに最終的にはその人、それはいろいろあって栗栖議員もなかなか大変だと、借金するのが大変だという話なのですけれども、最終的にはその人たちが責任を持って、いわゆるそういったものに、賃貸のマンションですとかそういうものについては市は債務保証しないのだろうなというふうに私は認識をしているのですけれども、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

あと、聞くだけ聞いて答弁は時間過ぎてもいいのではないかと思いますので、済みません。合併の中での協議は非常に大ざっぱな協議ということで、どんなような経過が、これ風連の事業というのはわかっていますけれども、我々名寄側はわからなかったもので、どういう協議で今の経緯に至っているのか、後の方でいいですから、余り重要なことではないので、先に聞いたことを答弁させていただいて、今聞いたことは時間があれば答弁いただきたいなと思いますので、お願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 当初説明をさせていただいた中では3分の1ずつの負担区分が基本となるということでの話をさせていただいた経過があるのですけれども、これは事業費がすべて国のいわゆる交付金事業の対象になる場合の基本的な骨格になります。いろいろ内容を精査をいたしますと、すべてが本事業のまちづくり交付金の対象のようにはないということですので、結果的に数値を算出してみると先ほどの

ような割合になるということでございます。

それから、今後の検討、今総合計画策定中でございますけれども、どこで議論をするのかということでございますけれども、専門部会では都市基盤整備部会で議論をさせていただいて、その後取り進めいろいろあろうかと思しますので、総務部会にも御相談させていただきながら、いわゆる新名寄市の全体のプロジェクトになるように合意をさせていただくような手順を総合計画策定の過程でつくらせていただきたいと思います。専門部会だけの協議では不十分だというふうに考えておりますので、総務部会とも十分協議しながら進めさせていただければ、そんなふうに思っております。

それから、受益者の負担でございます。これは、基本的には個人が支払うということになります。ただ、理論的には権利変換方式と申しまして、従前の価値を評価をしたものを新しい施設の中で置きかえるということでございますので、そんなに多くはならないと思いますけれども、現在のところは先ほどの比率ということになります。

それから、合併の協議の過程でどのような議論があったかということでございますけれども、少し経過を含めてお答えをさせていただきたいと思いますが、旧風連町では早くから市街地の整備、活性化に向けた検討会等が発足されまして、取り組んできたところでございます。平成16年10月には関係者によりますまちづくり期成会を発足いたしまして、意向調査など事業の実現に向けた積極的な活動を始めております。このような機運の中でございまして、昨年17年11月に再開発のための準備に向けた再開発促進期成会が発足されて、活動が進められております。旧風連町では所管の常任委員会、議会等に諮りながら、国土交通省の事業を導入するために国、道に要望してきたという経過でございます。合併前の市長、助役の間の協議の中で新市の事業として引き続き取り組む、そのようなことで協議をしてきたところでございます。そして、合併後の6月の第1回定例

会でございますけれども、新市の市政執行方針におきまして風連地区の市街地再開発事業を新市の事業として取り組んでいくと、そのような所信を申し上げさせていただいたところでございます。

なお、去る7月28日に開催をお願いいたしました建設常任委員会でも事業計画の概要、進捗の状況、今後のスケジュールなど、概略ではございましたけれども、報告をさせていただき、協議をお願いした、そんなところでございます。簡単な経過も含めた合併協議会等の議論の経過でございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

---

散会 午後 5時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 東 千 春

署名議員 村 端 利 克